

令和7年9月26日
すみだ共創区民会議

第三次すみだ環境の共創プラン (中間報告)

【注意】

本書は令和7年9月26日時点の計画（中間案）です。この資料は現在の検討状況を反映したものであり、今後の議論や検討により、内容や数値、表現等が変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。



第1章 プラン策定の背景と基本的事項

写真



1 プラン策定の背景

私たちの住む地球は、今、大きな環境の危機に直面しています。人類の活動が地球の環境収容力（プラネタリー・バウンダリー）を超えつつあり、私たち自身の生存基盤である環境や自然資源の安定性を脅かしています。

特に深刻なのが気候変動問題です。2023年、世界の平均気温は観測史上最高を記録し、産業革命以前と比べて1.45℃も上昇しました。私たちの身近なところでも、その影響は顕著に現れています。令和7（2025）年の夏、東京都心では35℃以上の猛暑日が年間29日を記録し、観測史上最多となりました。また、突然の豪雨による浸水被害も増加しており、1時間に50mm以上の強い雨の発生頻度が長期的に増加傾向にあります。これらは一時的な現象ではなく、今後も続く可能性があり、このまま対策を講じなければ、墨田区の暮らしや経済活動にも大きな影響が及ぶ恐れがあります。

昨今のこのような状況に対し、国は令和6（2024）年に第六次環境基本計画を策定しています。この計画では、気候変動・生物多様性の損失・汚染という「三つの危機」に対処し、環境保全を通じて私たち一人ひとりの幸せと生活の質の向上（ウェルビーイング）を目指しています。特に2030年頃までの取組が、遠い未来にまで影響を与えと言われており、環境・経済・社会のあらゆる面で重要な転換点となります。

本区では、平成18（2006）年に「すみだ環境基本条例」を制定し、区民、事業者、行政が力を合わせて環境問題に取り組んできました。令和3（2021）年には「すみだゼロカーボンシティ2050」を宣言し、脱炭素社会の実現に向けた施策を展開しています。さらに令和7（2025）年には、2035年の墨田区のビジョンを示した新たな墨田区基本構想を策定し、安全で心地よい、持続可能なまちづくりを進めています。

このような背景を踏まえ、すみだ環境基本条例第7条に基づき、環境の共創に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、環境面から2035年の墨田区のビジョンを実現するために、「第三次すみだ環境の共創プラン」（以下「本プラン」という。）を策定します。

すみだ環境基本条例（第3条 基本理念）

【第3条 基本理念】

- 1 環境の共創は、区民及び事業者が環境に関する十分な情報を知り、環境に係る施策の決定等に参画することを通じ、良好で安全かつ快適な環境のもとで生活する権利を実現できるように行われなければならない。
- 2 環境の共創は、すべての者が環境への負荷を与えていることを認識し、地域のコミュニティを生かしつつ、互いに協働し、配慮し合うことにより進められなければならない。

2 プランの基本的事項

(1) プランの位置づけ

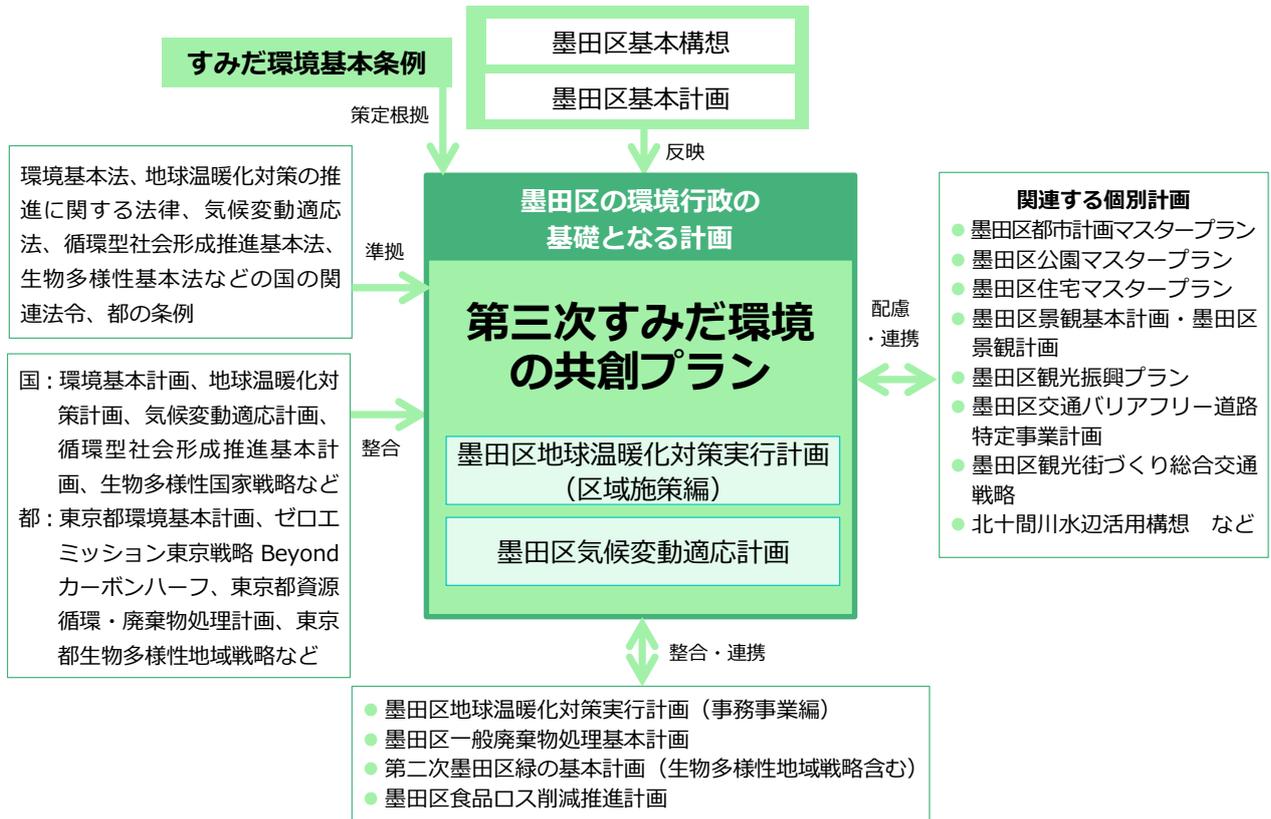
本プランは、墨田区の環境基本計画であり、区の環境行政の最上位となる計画です。

「墨田区基本構想」及び「墨田区基本計画」における区の将来の姿の実現に向けて、環境の側面から墨田区が取り組むべき環境政策の基本的方向を定めています。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「墨田区地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法第12条に基づく「墨田区地域気候変動適応計画」を包含した計画として位置づけます。

さらに、本プランの推進に当たっては、SDGsの達成に向けて、環境・経済・社会をめぐる様々な課題の解決に資するように取組を実施します。

● すみだ環境の共創プランの位置づけ ●



第1章

第2章

第3章

第4章

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

第5章

資料編





(2) プランの対象

本プランでは、①脱炭素社会、②安全・安心・快適な生活環境、③自然共生社会、④循環型社会、⑤環境保全活動の5つを対象として、身近な環境問題から、気候変動等の地球規模の環境問題までを総合的に捉え、施策を講じていきます。

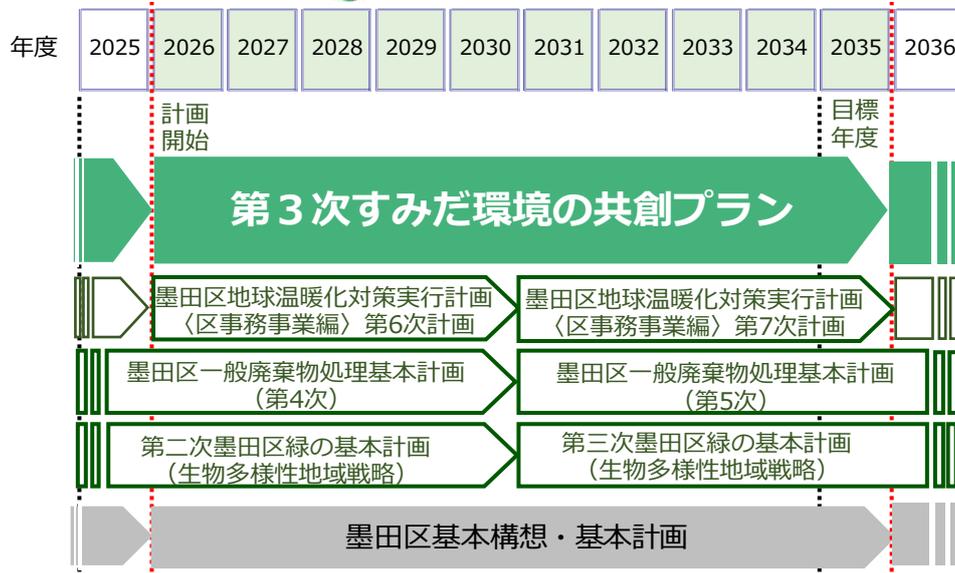
すみだ環境の共創プランの対象



(3) プランの期間

本プランの期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とします。なお、社会状況の変化等に応じ、おおむね5年を目途に中間見直しを行います。

すみだ環境の共創プランの期間



第2章 墨田区を取り巻く環境と課題

写真

1 環境をめぐる社会の動き

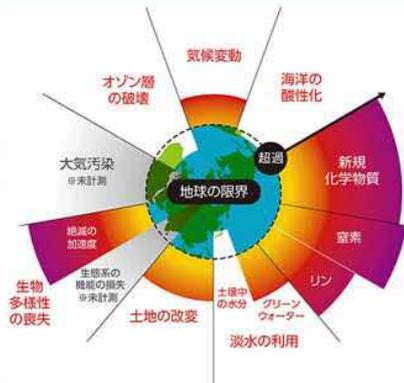
現在の状況

環境全般



- ・人類の活動が地球の環境収容力（プラネタリー・バウンダリー）を超つつある状態となっています。
- ・気候変動、生物多様性の損失、汚染の「3つの危機」に直面しています。

プラネタリー・バウンダリー



資料：Stockholm Resilience Centre (2022) より環境省作成

出典：令和5年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

気候変動



- ・日本の年平均気温は、2023（令和5）年、2024（令和6）年と2年連続で観測史上1位を更新しています。
- ・今後、気候変動による熱中症リスクの増加、土砂災害や渇水等のリスクの増加、台風強度の増大等が予測され、社会、産業、健康等生活の様々な場面への影響や食糧危機等が懸念されています。

21世紀末の予測

熱中症等のリスク増加

東京都の年平均気温は、20世紀末と比べて、
2℃上昇シナリオで約**1.4℃**、4℃上昇シナリオで約**4.3℃**上昇

年間猛暑日数 2日 → **約8日** / **約30日**

年間熱帯夜数 7日 → **約21日** / **約62日**

日数は左から、東京都平均の20世紀末の観測値、21世紀末（2℃ / 4℃上昇シナリオ）の予測値

猛暑日は日最高気温が35℃以上の日です。熱帯夜は夜間の最低気温が25℃以上の日を指しますが、ここでは便宜上、日最低気温が25℃以上の日を熱帯夜として扱っています。

出典：東京都の気候変動（東京管区気象台）

第六次環境基本計画

2024（令和6）年4月

将来ビジョンである「循環共生型社会」を環境の質をあげることによって成長・発展できる文明と定義し、それにより将来にわたる「ウェルビーイング／高い生活の質」と「新たな成長」の実現を目指すことが明記されました。地球が直面する、気候変動、生物多様性の損失、汚染の3つの環境危機に対して、「脱炭素（カーボンニュートラル）」、「循環経済（サーキュラーエコノミー）」、「自然再興（ネイチャーポジティブ）」の施策の統合・シナジー等の政策が展開されています。

国の施策

2050年カーボンニュートラル宣言

2020（令和2）年10月

地球温暖化対策計画

2025（令和7）年2月

地球温暖化対策計画を改定し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、温室効果ガス排出量を「2035年度60%削減」「2040年度73%削減」（いずれも2013年度比）を掲げました。

カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、実質ゼロにすること。



出典：環境省 脱炭素ポータル (https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/about/)

東京都環境基本計画

2022（令和4）年9月

2050年に向けた持続可能で安全・安心、快適な「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」の実現を目指し、気候変動・エネルギー、自然、大気等の各分野の環境課題を包括的に解決する施

東京都の施策

ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ

2025（令和7）年3月

2050年ゼロエミッション東京の実現に向け、2030年までに温室効果ガスを50%削減（2000年比）するカーボンハーフを見据え、2035年までに温室効果ガス排出量を60%以上削減する新たな目標を設定しています。

資源循環



- ・プラスチックごみが与える海の生態系への影響が世界的な問題となっています。
- ・2023年度の食品ロス量は464万トン、食品ロスによる経済損失の合計は4.0兆円（国民一人当たり年間31,814円）、食品ロスによる温室効果ガス排出量の合計は1,050万t-CO₂となっています。

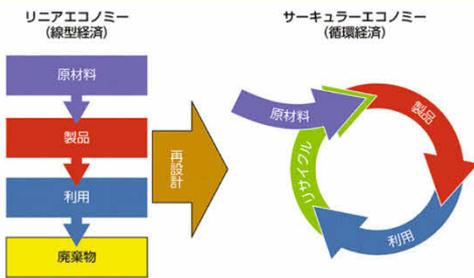


出典：消費者庁「食品ロスによる経済損失及び温室効果ガス排出量に関する調査業務（令和7年度概要図）」

第五次循環型社会形成推進基本計画

2024（令和6）年8月

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を前面に打ち出し、地域ごとに循環システムを構築して地方創生を推進する等、社会課題の同時解決を図り、将来世代の未来につなげる国家戦略として策定されました。



資料：オランダ政府「A Circular Economy in the Netherlands by 2050」より環境省作成

出典：環境省「令和7年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」

東京都資源循環・廃棄物処理計画

2021（令和3）年9月

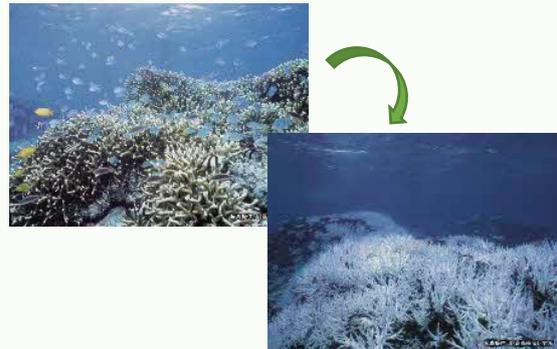
カーボンフープの表明等を踏まえ、資源ロスの更なる削減、廃棄物の循環的利用の更なる促進、環境に配慮した持続可能な産業の発展等を明記しています。

生物多様性



- ・世界の森林は2000年から2010年の間に、年平均520万ha（九州と四国を足した面積程度）が消失しています。
- ・人間活動による影響で、地球上の種の絶滅スピードは、自然状態の約1,000倍に加速しています。

沖縄県 慶良間列島 阿嘉島周辺のサンゴ礁の白化

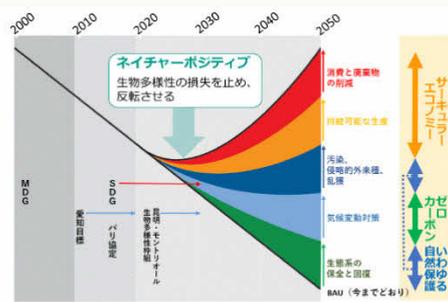


出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>)

生物多様性国家戦略 2023-2030

2023（令和5）年8月

2030年の自然再興（ネイチャーポジティブ）の実現を目指し、生物多様性・自然資本（＝地球の持続可能性の土台・人間の安全保障の根幹）を守り活用するための戦略と行動計画を明示しています。



生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳

出典：「地球規模生物多様性概況第5版（GBOS）」を基に作成

出典：生物多様性国家戦略2023-2030（概要版パンフレット）

東京都生物多様性地域戦略

2022（令和4）年12月

生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を活用したグリーンインフラ等の社会課題の同時解決を目指す取組や、生きものの息息・生育空間の維持向上を図るエリアを増やす取組を設定しています。

2 区の環境施策の進捗状況と課題

「第二次すみだ環境の共創プラン（中間改定）」（以下、前プラン）では、6つの基本目標を設定し、各種施策・事業を推進しており、それぞれに「環境事業指標」を設定して進行管理を行ってきました。前プランの2024（令和6）年度の進捗を踏まえた現状と課題は、以下のとおりです。

基本目標 1

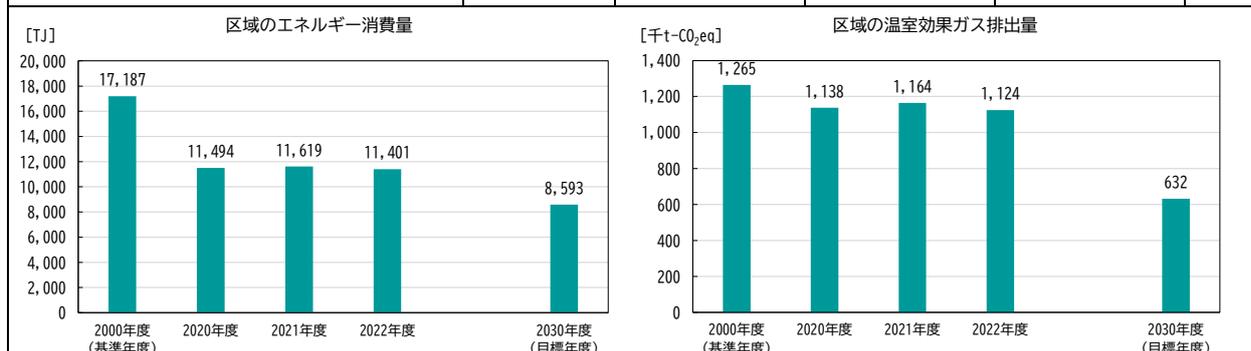
脱炭素社会の実現に向けたまちづくりが進み、あらゆる人が行動するまち

【墨田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

【環境事業指標の達成状況】

A: 目標進捗率 80%以上 B: 目標進捗率 80~60% C: 目標進捗率 60%未満

環境事業指標	単位	基準値 2000 (平成12) 年度	目標値 2030 (令和12) 年度	実績値 2022 (令和4) 年度	評価
区域におけるエネルギー消費量	TJ	17,187	8,593	11,401	B
家庭における一世帯当たりのエネルギー消費量	MJ/世帯	40,739	18,784	27,307	B
業務における床面積1m ² 当たりのエネルギー消費量	MJm ²	1,166	598	928	C
区域における温室効果ガス排出量	千t-CO ₂ eq	1,265	632	1,124	C



【個別事業の実施状況】

参考指標	単位	計画策定時 2021 (令和3) 年度	実績値 2024 (令和6) 年度	評価
区の事務事業における温室効果ガス排出量	t-CO ₂	20,173	22,209	↘
地球温暖化防止設備導入助成件数	件	167	411	↗

主な取組事項

- ・すみだ環境フェアや各種イベント、講座において、区民・事業者に対してデコ活の取組周知やエコ住宅、省エネ設備、再エネ設備導入等の普及啓発を実施。
- ・公共施設のZEB化として、ZEB Ready認証を受けた施設を建築。既存の公共施設においてはエコチューニングを実施

【課題】

- 区の事務事業における温室効果ガスの削減目標達成に向けて、再エネ電力の調達や庁有車のZEV化等に全庁で計画的に取り組むことが必要です。
- 太陽光発電システムやエネファーム等の設備機器や建築物の断熱改修、電気自動車等に対する助成を行い、家庭や事業者の脱炭素化を後押ししていますが、2030年の目標達成に向けて、再エネ導入の裾野拡大や中小事業者への支援強化等、更なる取組強化が必要です。

基本目標2

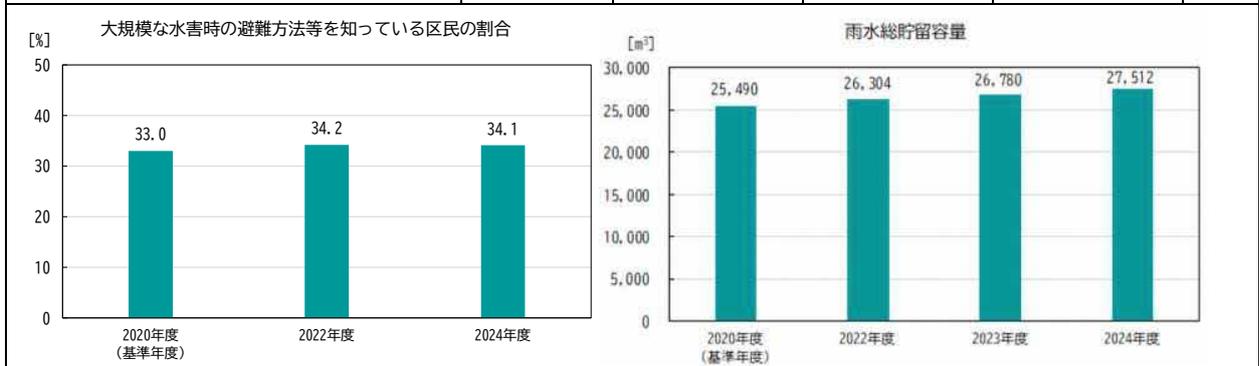
気候変動に適応し、安心して過ごせるまち

【墨田区地域気候変動適応計画】

【環境事業指標の達成状況】

A: 目標進捗率 80%以上 B: 目標進捗率 80~60% C 目標進捗率 60%未満

環境事業指標	単位	基準値 2020 (令和2)年度	目標値 2025 (令和7)年度	実績値 2024 (令和6)年度	評価
住民意識調査において「大雨や荒川の氾濫等による大規模な水害時の避難方法等を知っている」と回答した区民の割合	%	33.0	50.0	34.1	C
雨水総貯留容量	m ³	25,490	30,000	27,521	C
みどり率 [※]	%	20.8	20.9	—	—



※基準値は2018年度

【個別事業の実施状況】

参考指標	単位	計画策定時 2021 (令和3)年度	実績値 2024 (令和6)年度	評価
緑化指導による緑化面積 (累計)	m ²	213,051.07	236,515.72	↗
雨水貯留槽補助件数 (令和3年度以降累計)	件	2	4	↗

主な取組事項

- ・助成制度による雨水貯留槽設置促進や要綱・条例等に基づく雨水貯留槽の設置指導を実施
- ・江東5区広域推進協議会による大規模水害に関する区民シンポジウムを開催
- ・屋上緑化、壁面緑化等の整備の助成、一定規模以上の建設事業に対する緑化指導を実施
- ・クーリングシェルターを指定し、熱中症予防についてや各種イベント等における普及啓発を実施
- ・8月に打ち水イベントを実施したほか、各家庭や団体に対して雨水等の利用を促すため、「お家deうち水」の普及啓発を実施

【課題】

- 区民一人ひとりが自ら防災・適応行動がとれるよう、イベントやシンポジウム、SNS等の様々な機会やツールを活用するなど防災意識向上に向けた周知・啓発の強化が必要です。
- 将来想定される気候変動の影響を踏まえ、インフラ整備と地域コミュニティの力を生かしたレジリエンス[※]の向上が必要です。

※レジリエンス：被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興する能力

基本目標3

水と緑が暮らしに寄り添うまち

【環境事業指標の達成状況】

A: 目標進捗率 80%以上 B: 目標進捗率 80~60% C 目標進捗率 60%未満

環境事業指標	単位	基準値 2020 (令和2)年度	目標値 2025 (令和7)年度	実績値 2024 (令和6)年度	評価
住民意識調査における「生活環境評価：緑の豊かさ」で「やや良い・良い」と回答した区民の割合	%	27.2	29.2	32.9	A
生物多様性という言葉の認知度	%	45.3	46.5	31.0	C
みどり率（再掲）	%	20.8	20.9	—	—

「緑の豊かさ」に関する満足度

年度	満足度 [%]
2020年度 (基準年度)	27.2
2022年度	28.5
2024年度	32.9

「生物多様性」の認知度

年度	認知度 [%]
2020年度 (基準年度)	27.2
2022年度	28.5
2024年度	32.9

【個別事業の実施状況】

参考指標	単位	計画策定時 2021 (令和3)年度	実績値 2024 (令和6)年度	評価
区内公園面積	m ²	782,267,08	788,637,63	↗
緑化指導による緑化面積（累計）※再掲	m ²	213,051.07	236,515.72	↗
緑と花のまちづくり推進地域	地域	23	27	↗
緑と花のサポーター活動人数	人	延べ1,421	延べ1,554	↗

主な取組事項

- ・緑化講習会、自然観察会、森林整備体験事業等の自然や生きものに触れ合える区民参加型の事業を実施
- ・屋上緑化、壁面緑化、緑のへい、特別保全樹木等のみどりの補助金制度の周知や緑化相談を実施。
- ・建設事業者に対する緑化指導を実施
- ・公共施設において緑のカーテンモデルを設置し、区民を対象に緑のカーテンコンテストを実施

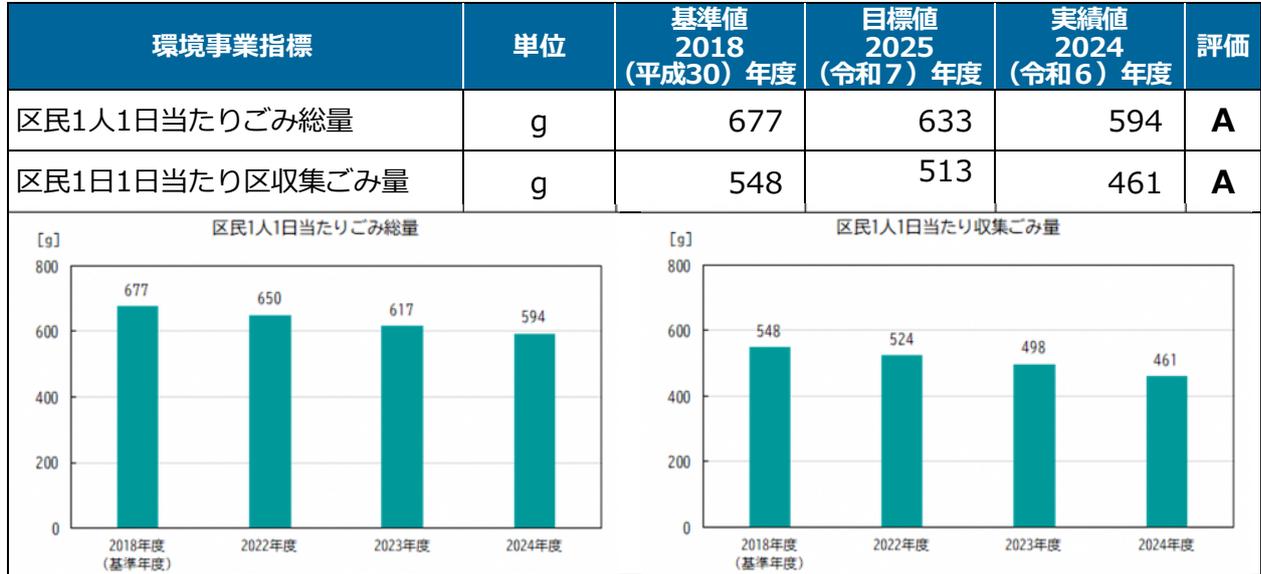
【課題】

- 「緑の豊かさ」の満足度の更なる向上のため、引き続き開発時の緑化や地域・地区単位での緑化等、事業者や区民との協働により、まちなかの緑を創出する必要があります。
- 区民の「生物多様性」の認知度向上に向けて、身近な自然や生きものと触れ合う機会を活用するなど、「生物多様性」への理解と周知方法の工夫が必要です。

基本目標4
省資源・循環型社会を実現するまち

【環境事業指標の達成状況】

A: 目標進捗率 80%以上 B: 目標進捗率 80~60% C 目標進捗率 60%未満



【個別事業の実施状況】

参考指標	単位	計画策定時 2021 (令和3) 年度	実績値 2024 (令和6) 年度	評価
特定資源物回収量	kg	9,095,144	10,470,592	↗
エコストア認定店舗	店舗	95	88	↘
フードドライブ回収量	kg	696	3,691	↗

主な取組事項

- 令和6年4月から区内全域でプラスチック資源の分別収集を実施
- 外国語版を含め、資源とごみの分け方・出し方のパンフレットの作成・配布、ごみ分別案内チャットボットの周知により、分別徹底の普及・啓発を実施
- フードドライブ、食べきり推奨店登録事業の推進のための普及・啓発活動を実施
- ごみ出しが困難な世帯に対するふれあい収集事業を実施

【課題】

- 2R (リデュース・リユース) によるごみ減量について引き続き啓発を推進するとともに、プラスチック資源の回収開始に伴い、正しい分別の更なる周知徹底が必要です。
- 資源循環型社会の実現に向けて、事業者による資源の自主回収ルートの確立や食品ロス対策、資源の循環に付加価値を与えるビジネススタイルの転換等により、サーキュラーエコノミーへの移行促進が必要です。

基本目標 5

良好な生活環境が確保され、健康でやすらぎが実感できるすみよいまち

【環境事業指標の達成状況】

A: 目標進捗率 80%以上 B: 目標進捗率 80~60% C 目標進捗率 60%未満

環境事業指標	単位	基準値 2020 (令和2)年度	目標値 2025 (令和7)年度	実績値 2024 (令和6)年度	評価
住民意識調査における「生活環境評価：騒音・振動」で「やや良い・良い」と回答した区民の割合	%	24.5	30.0	21.7	C
住民意識調査における「生活環境評価：大気汚染」で「やや良い・良い」と回答した区民の割合	%	19.9	25.0	22.7	C
住民意識調査における「生活環境評価：景観・まちなみ」で「やや良い・良い」と回答した区民の割合	%	33.7	40.0	37.4	C

良好な生活環境に関する満足度

指標	2020年度 (基準年度)	2022年度	2024年度
騒音・振動	24.5	26.8	21.7
大気汚染	19.9	20.4	22.7
景観・まちなみ	33.7	37.1	37.4

【個別事業の実施状況】

参考指標	単位	計画策定時 2021 (令和3)年度	実績値 2024 (令和6)年度	評価
大気環境基準達成率 (SO ₂ 、NO ₂ 、SPM、PM2.5)	%	100	100	→
河川BOD適合箇所数	箇所	8/9	7/9	↘
公害苦情件数	件	448	486	↘
クリーンアップキャンペーン参加者数	人	(中止)	498	—

主な取組事項

- 工場等の事業者に対して、公害防止対策等についての指導や情報提供を実施
- 駅周辺の清掃活動や路上喫煙禁止及び放置自転車追放の啓発活動を行うクリーンアップキャンペーンを実施

【課題】

- 区民満足度向上のために、引き続き公害対策として事業者への規制・指導等を実施する必要があります。
- ごみのポイ捨てや路上喫煙防止の対策等良好な生活環境の確保に向けた取組の強化が必要です。

基本目標 6

環境活動を実践する人が育つまち

【環境事業指標の達成状況】

A: 目標進捗率 80%以上 B: 目標進捗率 80~60% C: 目標進捗率 60%未満

環境事業指標	単位	基準値 2020 (令和2)年度	目標値 2025 (令和7)年度	実績値 2024 (令和6)年度	評価
環境ボランティア※の登録者数	名	110	135	98	C

環境ボランティア登録者数

年度	登録者数
2020年度 (基準年度)	110
2022年度	110
2023年度	108
2024年度	98

※環境ボランティア: エコライフサポーター、緑と花のサポーター、すみだ自然環境サポーター、すみだ環境共創区民会議委員

【個別事業の実施状況】

参考指標	単位	計画策定時 2021 (令和3)年度	実績値 2024 (令和6)年度	評価
すみだ環境フェア参加者	人	7,443 (展示のみ)	延べ16,861	↗
夏休みすみだ環境プログラム	回 人	開催: 8 参加: 延べ164	開催: 14 参加: 延べ258	↗

主な取組事項

- すみだ環境フェアや環境企画展等のイベントや子どもを対象とした夏休みすみだ環境プログラム、水の循環講座、星空観察出張講座、自然観察会等の体験型講座を開催
- 学校向けの環境啓発冊子を作成・配布
- 環境に関する情報をホームページやSNSにより発信

【課題】

- 学校教育やイベントを通じた環境意識啓発を継続し、「一人ひとりが当事者」としての行動変容を促すとともに、環境活動の担い手となる環境ボランティア育成のための取組強化が必要です。
- 環境情報の発信を強化し、幅広い層の区民が参加しやすいプログラムの工夫や、地域コミュニティ主体の環境活動への支援を充実させることが必要です。

3 プラン策定の方向性

(1) プラン全般の方向性

環境を取り巻く社会的動向や、前プランの進捗と課題を踏まえたプラン全般の策定の方向性を以下に示します。

■ すみだゼロカーボンシティの実現に向けたロードマップの策定

「すみだゼロカーボンシティ2050宣言」の実現に向けて、区・区民・事業者が一体となって取り組み、脱炭素化を加速させる必要があります。

2030年カーボンハーフ、新たに設定する2035年目標の達成、そして最終的なゴールである2050年カーボンニュートラルに向け、本プランにおいて取組の方向性を示すロードマップを策定します。

■ 基本目標の再編

国の第六次環境基本計画の重点的施策を参考に、前プランの6つの基本目標を、①脱炭素社会、②安全・安心・快適な生活環境、③自然共生社会、④循環型社会、⑤環境活動、の5つの分野で再編します。この再編では、墨田区基本構想における基本目標「安全で心地よい暮らしがある」を踏まえ、前プランで個別に扱っていた気候変動の適応と良好な生活環境の確保を「安全・安心・快適な生活環境の確保」として統合します。これにより、気候変動対策の強化を含め、区民が将来にわたり安全、安心、快適に過ごせる施策を展開します。

■ 「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現

国の第六次環境基本計画では、目的として「環境保全と、それを通じた現在及び将来の国民一人一人の『ウェルビーイング/高い生活の質』」が明記されています。これを踏まえ、本区の環境施策においても、温室効果ガスの排出削減、公園・緑地の保全、生活環境の改善といった直接的な効果に加え、地域の防災・減災能力の向上や経済の活性化など、地域社会全体の価値向上につながる取り組みを推進します。

■ 新たな将来環境像の設定

墨田区基本構想における環境分野の基本目標である「日常に心地よさを感じられるまち」を踏まえ、環境との共生を意識して区民・事業者とともに取り組むことができるよう、本プランでは、2035年を目標年とする新たな環境像を設定します。

■ 確実な進捗管理のための指標の設定

着実な施策展開に向けて計画の進行管理をするためには、計画期間内で施策の実現を目指す目安となる指標と達成状況を検証できる「数値目標」の設定が不可欠です。

前プランにおいても成果指標として数値目標を設定してきましたが、本プランにおいては、施策の進捗状況を把握し、目標の達成状況を評価できる成果指標を設定します。

（2）分野別の改定の方向性

本プランで対象とする5つの分野ごとの改定の方向性を以下に示します。

脱炭素社会

■ 緩和策の一層の拡充

本区の2022（令和4）年度の温室効果ガス排出量は1,124千t-CO₂eq、エネルギー消費量は11,401TJであり、基準年である2000（平成12）年度よりもいずれも削減できていますが、近年は減少傾向がやや鈍化してきています。

これまで、本区では、家庭や事業所への省エネ行動の促進や再生可能エネルギーの導入支援等に取り組んできましたが、2050年カーボンニュートラルに向けては、更なる排出削減が求められます。

エネルギー利用効率の高い機器への更新や新規導入を促進するとともに、建物の省エネルギー化や移動手段の脱炭素化等、より削減効果の大きい取組について普及啓発を行う必要があります。区民の脱炭素型ライフスタイルへの転換の促進に加え、中小製造業が集積している本区では、中小企業に対しての脱炭素経営・脱炭素型ビジネススタイルへの転換に対する支援を強化していきます。

■ 再生可能エネルギーへの転換

2050年カーボンニュートラルを実現するためには、化石燃料によるエネルギー消費から再生可能エネルギー利用へと転換していくことが必要です。

また、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入は、災害発生時における自立分散型の緊急用電源としての利用価値も高いことから、災害に強いまちづくりを進める上でも有効な取組です。

本区では、2022（令和4）年度末時点で11,573kWの再生可能エネルギー※が導入されていますが、更なる温室効果ガス排出量の削減のためには、再生可能エネルギー導入の家庭における裾野拡大や中小事業者への支援強化等を推進する必要があります。

あわせて、都市化の進んだ本区では、区内で生産できる再生可能エネルギーには限りがあることから、区民・事業者に対して、再生可能エネルギー由来の電力への切替えを促進していきます。

※自治体排出量カルテ（環境省）に基づくFIT・FIP制度による区域の再生可能エネルギー導入容量

■ 公共施設における脱炭素化の推進

2024（令和6）年にZEB認証を取得した複合施設を開設する等、公共施設のZEB化を進めています。区の事務事業における更なる温室効果ガス削減に向けては、省エネルギー機器・設備及び再生可能エネルギー設備の導入並びに施設のZEB化及び庁有車のZEV化の導入を加速させていきます。

安全・安心・快適な生活環境

生活環境の保全

区では、大気、水質、騒音及び振動について定期的な監視測定を行っており、おおむね環境基準を達成し、良好な状態を維持しています。ただし、一部河川の水質や道路交通騒音については、環境基準を超過する事例が見られます。

このため、今後も監視を継続するとともに、法令に基づき事業所・工場等への公害防止指導を実施します。さらに、事業者の自主的な環境配慮への取組を促進し、安全・安心に暮らせる良好な生活環境の保全に努めます。

加えて、有機フッ素化合物（PFAS）等の新たに顕在化した環境リスクについても、国や東京都の動向を注視しつつ、迅速な対策の実施を進めます。

まちの美化の推進

本区では、「墨田区路上喫煙等禁止条例」に基づき、歩行喫煙や吸い殻のポイ捨てを禁止するほか、地域の美化活動の一環として、区、区民団体、企業等が協働し、駅周辺の清掃活動や路上喫煙禁止及び放置自転車追放の啓発活動を行うクリーンアップキャンペーンを実施し、美しいまちづくりを推進しています。

特に、まちなかにポイ捨てされたプラスチックは景観や衛生環境を損ねるだけでなく、雨や風で河川に流れ込み、海へ流れ着くことで海の生態系に甚大な影響を与えている等、世界的な問題となっています。

国内外から多くの観光客が来訪する本区においては、引き続き、区民、事業者のマナー向上・法令遵守を徹底するとともに、観光客も含めて一人ひとりがまちの美化に取り組んでいきます。

気候変動に対する適応策の推進

本区では、地球温暖化に伴う気候変動の深刻化により、局地的大雨等による水害の発生、熱中症や動物が媒介する感染症（デング熱等）の拡大等の影響が想定されています。

そのため、防災・健康・福祉等他分野とも連携し、地域の防災・減災力の強化対策や区民の防災意識の向上、熱中症予防の普及・啓発等を実施していきます。

持続可能でレジリエントなまちづくり

近年、気候変動との関連性が指摘されている集中豪雨等、深刻化する自然災害から区民の命と安全・安心な生活を守るため、国や都と連携しながら気候変動への適応策の強化を図ります。同時にインフラ整備と地域コミュニティの両面から、まちの防災力向上を図ります。これにより、災害をはじめとするあらゆる危機に柔軟に対応できる、持続可能かつレジリエントなまちづくりを推進していきます。まちの防災力向上と災害をはじめとしたあらゆる危機に柔軟に対応できる、持続可能でレジリエントなまちづくりを推進していきます。

自然共生社会

■ みどりの保全

本区には隅田川をはじめとする豊かな水辺や、公園・街路樹等の都市のみどりが広がり、四季折々の自然と文化が息づいています。住宅等の建物が密集しているため、新たに大規模な緑地を創出するのは難しい状況ですが、環境ボランティアを中心とした町会・自治会等の地域による緑化活動の広がりにより、まちなかのみどりは存在感を示しつつあります。

地域に根ざした緑化活動への区民参加を更に促し、みどりの保全を継続的に推進していきます。

■ 生物多様性の保全と理解の促進

都市部に位置する本区では、日常生活の中で生物多様性を実感することは難しいかもしれません。しかし、私たちの暮らしは、食糧やエネルギーなど多くの資源を都市以外の自然環境に依存しており、多様な生きものが関わりあう生態系からの恵みによって支えられています。

このような現実を踏まえると、私たちの一つひとつの行動が自然環境に大きな影響を与えることを認識し、生物多様性の重要性を理解して行動することが不可欠です。

そのため、本区では生物多様性の大切さを区民に広く周知し、生物種・生息地・生態系の保全、外来種問題の抑制に向けた具体的な行動への協力を促進していきます。

循環型社会

■ 2Rの取組の継続的な推進

本区では、3Rの中でも特に優先順位の高い発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の2Rの取組を積極的に推進し、家庭や事業活動におけるごみの発生そのものの削減に取り組んでいます。その結果、区民1人1日当たりのごみ総量は着実に減少しています。

引き続き、2Rの取組を推進するとともに、不要なものもらわない（リフューズ）、修理して使う（リペア）を含めたライフスタイルやビジネススタイルの普及に努める等、一層のごみの減量・資源化を進めていきます。

■ プラスチックの再資源化の推進

プラスチックは現代社会に欠かせない素材ですが、2050年カーボンニュートラルの実現や、新たな海洋汚染をゼロにする大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの達成等、プラスチックを取り巻く様々な環境問題に対応していくには、プラスチックの資源循環を加速し、循環型社会へ移行することが不可欠です。

本区では2024（令和6）年度から区内全域でプラスチック資源の分別回収を開始し、再資源化を推進しています。さらに、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第33条の「再商品化計画認定制度」を活用し、より効率的な再資源化体制を整えています。

新しい分別方法を区民・事業者に着させ、燃やすごみに混入する再資源化可能なプラスチックを減らすため、正しい分別方法の周知徹底と協力の呼びかけることによって、より一層プラスチックの再資源化を推進していきます。

■ 食品ロスの削減

国内では、まだ食べられるのに廃棄されてしまう「食品ロス」が、2023（令和5）年度に約464万トン発生しました。これは、世界全体の年間食料援助量（2021年：約440万トン）を大きく上回る規模です。また、食品ロスによる経済損失は約4.0兆円（国民一人当たり31,814円/人、食品ロスによる温室効果ガス排出量の合計は約1,050万t-CO₂（国民一人当たり84kg-CO₂）となっています。

本区では、事業者や消費者に向けて食品ロス削減の普及・啓発を進めていますが、今後はフードドライブ事業や食品ロス対策拠点等の充実により、生ごみの減量を更に推進し、食品ロス削減の取組を強化していきます。

■ 循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行

従来の3Rに加え、renewable（再生資源の活用）の概念を加えた「3R+renewable」の考え方の重要性が増しています。資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が求められています。

国・都の動向を注視しながら民間活力を活用し、資源循環に付加価値を与えるビジネススタイルへの転換やものづくりのまちを活かした新たな事業の創出等による、資源消費の最小化や廃棄物の発生抑止等を目指していきます。

環境活動

■ 環境意識の醸成

本区では、環境フェア等のイベントや自然観察会をはじめとする環境学習講座、美化活動等を通じて区民や事業者とともに学びや実践を深める場を提供しています。

今後も持続可能で自発的な環境保全を続ける上で重要な未来を担う子どもたちへの環境教育の充実と、地域ぐるみでの環境活動の活性化を図っていきます

■ 環境活動の拡大

社会環境が急激に変化する中、地域における環境課題も複雑多様化しています。これらの課題に対応するためには、区民及び事業者の持つ能力や地域の活力を、これまで以上に生かしていくことが求められています。

そのため、区民及び事業者の自主性や主体性を尊重しつつ、互いの特性を生かした連携・協力による環境活動を推進していきます。

同時に、学校教育や各種イベント等を通じて、若年層や転入者を含む幅広い層への働きかけを強化していきます。

■ 環境関連情報の発信・受信の改善

正しい情報を適切なタイミングと伝達手段で広く発信するとともに、より多くの区民、事業者の興味を引きつける情報発信の工夫や、環境活動に参加したくなるようなコンテンツを企画し実施していきます。さらに、区民、事業者の環境活動の実践例や取組効果等を広く紹介し、活動情報を共有することで環境意識の醸成や環境保全活動を拡大していきます。

第3章 本プランが目指す「すみだ」の将来像

写真

1 本プランが目指す「すみだ」の将来像

前プランでは「みんなで創る環境にやさしい持続可能な『すみだ』」を将来像に掲げ、区民・事業者・行政の協働のもと、CO2排出量の削減、資源循環、まちの緑化等多様な環境施策を推進してきました。しかし、気候危機の深刻化と国内外での脱炭素化への取組の急速な進展を踏まえると、より大胆な挑戦と迅速な行動が不可欠です。

そこで、今回のプランでは、2050年カーボンニュートラルへの明確な道筋を示し、「すみだゼロカーボンシティ2050宣言」の実現をアック実なものとするため、以下を2035年に向けた新たな将来像とします。

一人ひとりが未来を創る ゼロカーボンシティすみだ

この将来像は、従来の「みんなで創る持続可能なまち」という協働の精神を継承しつつ、「ゼロカーボンシティ」という明確なゴールと、「一人ひとりが未来を創る」という主体的な行動への呼びかけを一体化したものです。

これまでの「みんなで協働」の理念を発展させ、行政主導の枠を超えて、家庭・企業・学校・観光客を含む「すみだに関わる全ての人」が主体となって未来を共に創造する「共創」へとステップアップさせ、日常の小さな行動変容から革新的なイノベーション創出まで、幅広い取組を積極的に推進する姿勢を示します。そして、かけがえのない地球を、墨田区の環境を、誇りをも未来の子どもたちへ引き継ぐため、「ゼロカーボンシティすみだ」の実現に向けた施策を力強く展開していきます。

● 2035年の墨田区のイメージ ●



第1章

第2章

第3章

第4章

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

第5章

資料編

2 2035年の墨田区のイメージと基本目標

プランが掲げる将来像「一人ひとりが未来を創る ゼロカーボンシティすみだ」の実現に向けて、2035年度における「すみだ」の姿を5つの分野で描きました。

これらの将来イメージは、目指すべき基本目標として位置づけられます。区民・事業者・区が協働し、創造的なアプローチで、これらの目標の実現に向けた取り組みを推進していきます。

基本目標1：ゼロカーボンシティすみだの実現

脱炭素化に向けた行動が日常生活に浸透し、当たり前なものとなっています。家庭や事業所において、デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）が定着し、脱炭素に向けたあらゆる取組を将来世代へとつなぐ体制が整いつつあります。建築物の面では、住宅や事務所、公共施設において、高度な断熱技術と高効率設備の導入が進んでいます。地域で使用される電力の大部分は再生可能エネルギーで賄われ、蓄電池の活用と相まって、電力の地産地消が実現しています。

交通インフラも進化し、歩行者や自転車にも優しい道路には、災害時の電源としても活用可能な次世代自動車が行き交っています。これらの取組により、年間を通じて快適な室内環境が維持され、ストレスや疲労が軽減されるなど、快適で健康的な労働・居住環境が実現しています。さらに、再生可能エネルギー設備や次世代自動車が非常用電源として機能することで、災害時の不安が軽減され、日常生活における安心感が向上しています。

基本目標2：安全・安心・快適な生活環境の確保

身近な生活環境への意識や配慮が区民や事業者に浸透し、環境基準が達成され、空気や水の安全が保たれています。区民・事業者・区の連携による清掃活動、路上喫煙禁止、放置自転車追放等の取組や普及啓発により、マナーやモラルの向上が図られています。

その結果、清潔で良好なまちの景観が維持され、環境に関する苦情やトラブルも減少しています。これにより、日常生活での不快感やストレスが軽減され、自分のまちへの愛着や誇りが高まるとともに、まちの価値や魅力も向上しています。

また、気候変動リスクへの備えも進んでおり、短時間の集中豪雨による浸水被害や熱中症の発症リスクが低減されています。これらの気候変動への適応策は、安全・安心の確保に寄与するだけでなく、災害による経済的損失の回避にもつながっています。

基本目標3:自然共生社会の実現

河川テラスの整備や活用、区民・事業者による地域の緑化活動の推進により、水辺と公園、まちがつながり、誰もが身近に自然に親しめる環境が整備されています。これにより、生物多様性が守られるとともに、公園や緑地等の整備によって雨水の浸透が促進され、大雨等による浸水被害が抑制されています。また、公園の自然資源がフィールドワークや環境学習の場として活用され、自然観察や生きものとの触れ合いの機会が多様に創出されています。

水や緑、花、生きものとの日常的な触れ合いは、リラックス効果やストレス軽減をもたらし、自然とのつながりによる癒しを提供しています。さらに、緑化活動や自然観察イベントへの参加を通じて、世代や立場を超えた交流が促進され、地域コミュニティの活性化にもつながっています。

基本目標4:循環型社会の実現

家庭や事業所での2Rが徹底され、ごみの排出量が着実に減少しています。食品ロスは、区民の意識や行動の変化に加えて、事業者の環境配慮型の取り組みや、飲食店等の柔軟な対応・創意工夫が広がっており、削減が進んでいます。プラスチックについては、資源回収が定着し、区内での循環システムが形成されています。回収されたプラスチックは区内事業者によって再利用され、墨田区ブランドの製品として生まれ変わり、プラスチック資源の区内循環が実現しています。

これらの取組は環境保全と地域経済の活性化に貢献しています。プラスチックごみの削減により、河川や海の生きもの等の生態系や水環境の維持・回復が進んでいます。さらに、区内資源を活用した製品の普及は地域のブランド力を向上させ、リサイクルや再利用を通じた新しいものづくりの発想やデザインを生み出し、区内事業者の活性化をもたらしています。

基本目標5:環境活動を実践するまちの実現

区民一人ひとりが環境問題に関して当事者意識を持ち、家庭、学校、職場など様々な場面で考え、学び、自主的かつ積極的に環境行動を実践するまちが実現しています。特に、未来を担う子どもたちの環境行動が契機となり、区民や事業者の間にも環境行動の担い手となる機運が高まり、共創の輪が広がっています。さらに、区民、事業者、環境ボランティア、区などによる環境行動のネットワークが構築され、環境関連情報を共有する仕組みが整備されています。これにより、効果的かつ先進的な取組が区内全域に普及しています。

区民は自らの環境行動が社会や未来に貢献している実感を得ることで、自己効力感、達成感を得ています。同時に、環境保全を重視する文化が社会全体に根付き、協動的で持続可能な社会の育成につながっています。

第4章 「環境の共創」基本施策

1 基本施策の体系

将来像	基本目標	個別目標
一人ひとりが未来を創る ゼロカーボンシティすみだ	<p>1 ゼロカーボンシティすみだの実現</p> 	<p>1-1 脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換</p> <p>1-2 再生可能エネルギーの導入促進</p> <p>1-3 脱炭素型まちづくりの推進</p>
	<p>2 安全・安心・快適な生活環境の確保</p> 	<p>2-1 レジリエントなまちづくりの推進</p> <p>2-2 気温上昇に適應するまちづくりの推進</p> <p>2-3 節水と雨水活用の推進</p> <p>2-4 公害対策の推進</p> <p>2-5 まちの美化・景観の保全</p>
	<p>3 自然共生社会の実現</p> 	<p>3-1 自然・水辺環境の保全・活用</p> <p>3-2 まちなかのみどりの保全と質の向上</p> <p>3-3 生物多様性の理解促進</p>
	<p>4 循環型社会の実現</p> 	<p>4-1 2Rの推進</p> <p>4-2 ごみの適正処理の実施</p> <p>4-3 多様な資源循環と循環経済の推進</p>
	<p>5 環境活動を実践するまちの実現</p> 	<p>5-1 環境教育・環境学習の充実</p> <p>5-2 環境情報の共有</p> <p>5-3 協働による環境活動の推進</p>

施策の方向
(1) 家庭における脱炭素化の促進 (2) 事業所における脱炭素化の促進 (3) 建築物における脱炭素化の促進
(4) 再生可能エネルギーの利用拡大 (5) 再生可能エネルギー由来電力調達の促進 (6) 公共施設における再生可能エネルギーの導入・活用の推進
(7) 次世代自動車への転換の促進 (8) 公共交通・自転車の利用促進
(9) 自然災害対策の推進 (10) 地域防災力の強化と行動変容の促進
(11) 健康被害対策の推進 (12) ヒートアイランド対策の推進
(13) 節水の促進 (14) 雨水利用の啓発・普及の推進 (15) 広域連携による雨水利用の推進
(16) 良好な生活環境の確保 (17) 監視・測定の実施
(18) まちの美化の推進 (19) 魅力ある景観の形成
(20) 水辺の保全と活用 (21) 自然に触れあえる機会の創出
(22) 公園の整備・維持管理 (23) 身近なみどりの創出
(24) 生き物の生息・生育空間の保全 (25) 生物多様性の理解に向けた普及・啓発
(26) ごみの発生抑制 (27) 資源の再使用の推進
(28) 効果的・効率的な廃棄物処理の推進 (29) 廃棄物の適正処理の推進
(30) 3R+Renewable の推進 (31) プラスチック資源循環の更なる推進
(32) 学校における環境教育の推進 (33) 環境学習機会の拡充
(34) 環境情報の発信・受信の充実 (35) 環境行動変容の促進
(36) 環境活動を推進する人材の育成 (37) 区民、事業者が行う自主的な環境配慮行動への支援 (38) 協働による環境活動の充実

2 基本施策

基本目標1 ゼロカーボンシティすみだの実現 (墨田区地球温暖化対策実行計画(区域施策編))



施策展開の方向性

本区では、2021(令和3)年10月に「すみだゼロカーボンシティ2050宣言」を表明し、温室効果ガス削減に向けた取組の普及や区民・事業者個々の脱炭素化に向けた行動促進を進めてきました。

引き続き地球温暖化を世界共通の問題として捉え、脱炭素社会の実現に向けて、公共施設での率先垂範のもと、家庭・事業所における省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーへの転換を軸に、住宅・ビルのZEH・ZEB化と断熱改修の加速、太陽光発電設備・蓄電池・燃料電池の普及を促進します。また、EV(電気自動車)・FCV(燃料電池自動車)等の普及促進や充電インフラの整備、シェアサイクルの推進と公共交通連携で移動の脱炭素化を図ります。

そして、区民や事業者、区との共創を通じ、「ゼロカーボンシティすみだ」の基盤を2035年までに構築します。

成果指標

指標	単位	基準値	目標値 2035(令和17)年度
区域のエネルギー消費量	TJ	2000(平成12)年度 17,187	6,641
区域の温室効果ガス排出量	千t-CO ₂ eq	2000(平成12)年度 1,265	506
区域の太陽光発電設置容量	kW	2023(令和5)年度 5,104	52,721
区有施設の再生可能エネルギー導入率※	%	2024(令和6)年度 0.8	100

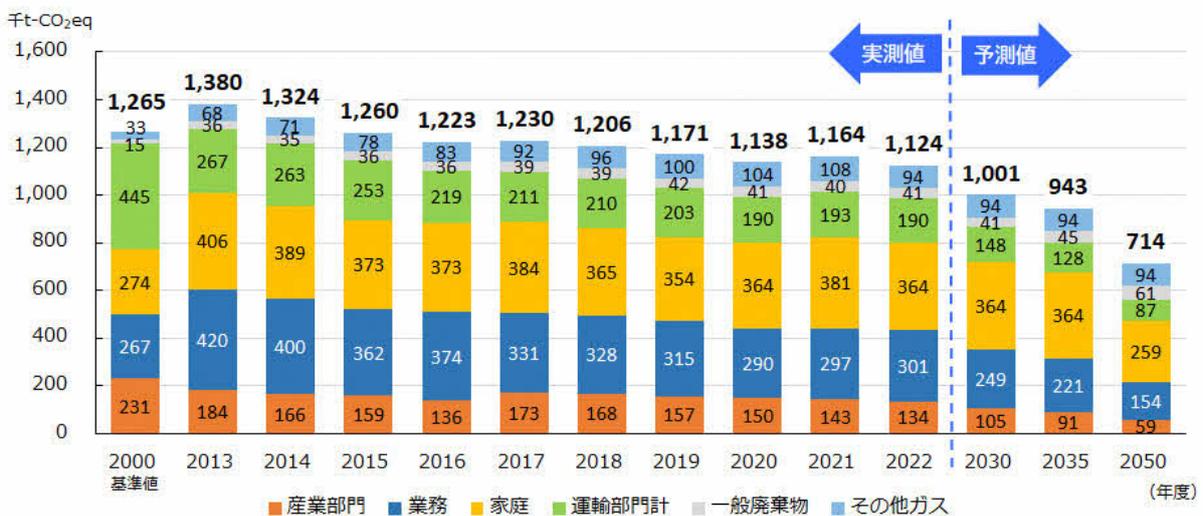
※省エネ法に基づき、報告を行っている施設を対象(令和7年10月現在 120施設)

温室効果ガス排出量削減目標

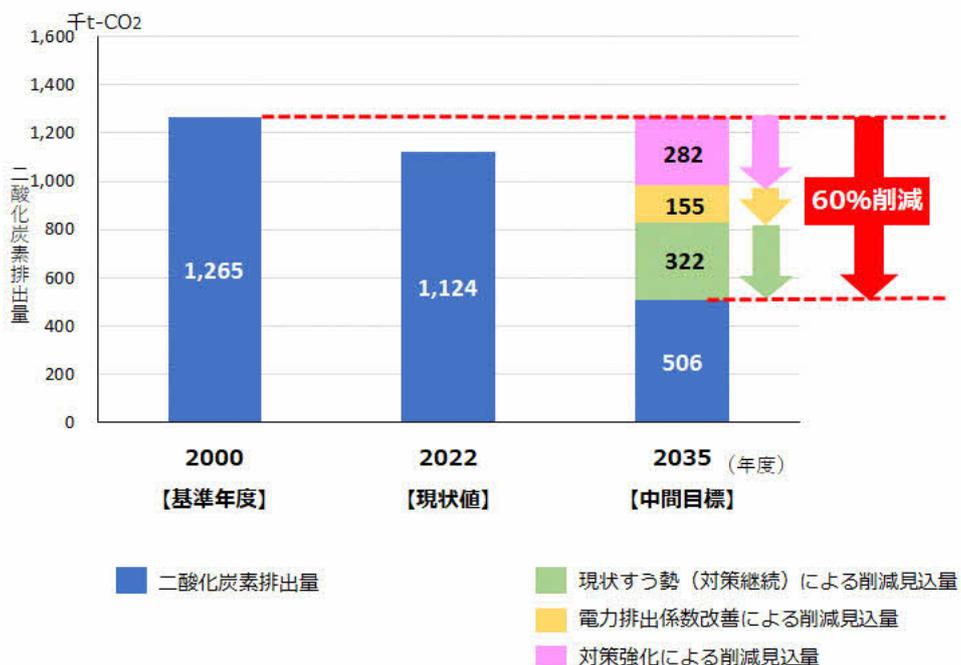
2050年ゼロカーボンの達成に向け、東京都が掲げる「2035年度までに2000年度比60%以上削減」の目標を踏まえ、本区では、2035年度の区域の温室効果ガス排出量について2000年度比60%削減を目標とします。

2035（令和17）年度における温室効果ガスを 2000（平成12）年度比 60%削減

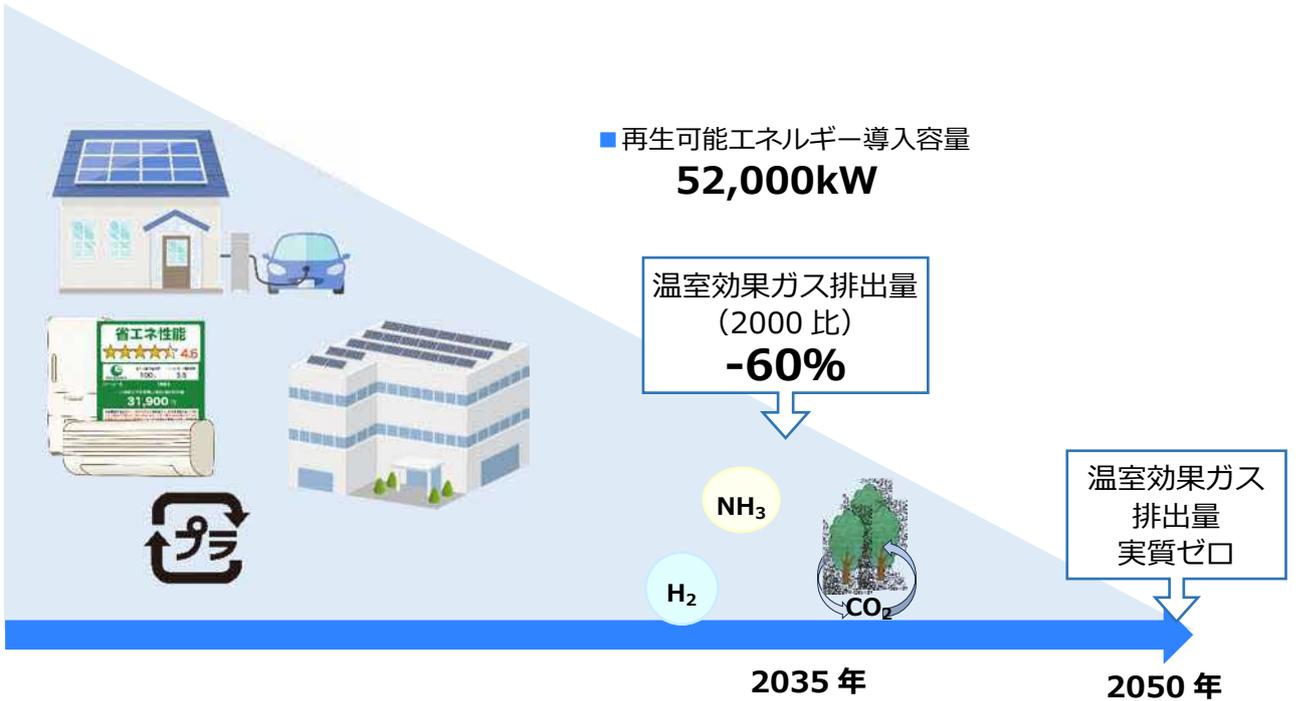
● 墨田区の温室効果ガスの実績値とBAU推計値 ●



● 2035年度の温室効果ガス削減イメージ ●



2050年ゼロカーボンシティ実現のためのロードマップ



取組	～2035年 ゼロカーボンシティすみだの実現に向けて加速させる取組	～2050年
家庭の脱炭素化	<p>約 117 千 t-CO₂ 削減</p> <ul style="list-style-type: none"> 脱炭素型ライフスタイルへの転換 省エネルギー型設備機器等の導入促進 	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素型ライフスタイルの定着
事業所の脱炭素化	<p>約 80 千 t-CO₂ 削減</p> <ul style="list-style-type: none"> 脱炭素型ビジネススタイルへの転換 省エネルギー型設備機器等の導入促進 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな技術の採用 脱炭素型ビジネススタイルの定着
建物の脱炭素化	<p>約 70 千 t-CO₂ 削減</p> <ul style="list-style-type: none"> 新築建築物のZEB・ZEH化 既存建築物の断熱改修の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ZEB・ZEHの定着
再生可能エネルギーの利活用	<p>約 25 千 t-CO₂ 削減</p> <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備の導入促進 再生可能エネルギー由来電力の調達促進 	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの利活用の拡大
移動の脱炭素化	<p>約 27 千 t-CO₂ 削減</p> <ul style="list-style-type: none"> 次世代自動車への転換 公共交通・自転車の利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> 次世代自動車の導入・利用の定着
ごみの減量	<p>約〇〇千 t-CO₂ 削減</p> <ul style="list-style-type: none"> プラスチック資源回収の推進 	<ul style="list-style-type: none"> サーキュラーエコノミーの確立

削減目標達成のための取組

※目標達成に向けての取組を記載

第1章

第2章

第3章

第4章

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

第5章

資料編

期待される行動

区民

- 日々の暮らしの中でデコ活に取り組み、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を図ります。
- 省エネ型の家電製品や照明を購入・利用します。
- 太陽光発電設備の設置や再生可能エネルギー比率の高い電力・ガス契約への見直しなど、エネルギーの効率的な使用に努めます。
- 徒歩や自転車、公共交通機関を利用し、環境に負荷のかからない移動を心がけます。
- 自動車の運転時は、エコドライブを実践するとともに、買換え時には、EV、FCV、PHEV（プラグインハイブリッド）など、次世代自動車の導入を検討します。
- 住宅の新築や改築を行う場合や賃貸住宅を選ぶ際は、省エネルギー性能の高い住宅、断熱性に優れた住宅の選択、ZEHの導入を検討します。
- 再配達による温室効果ガス削減のため、宅配ボックス設置の検討を含め、宅配便は1回で受け取るように心がけます。

事業者

- 日々の業務の中でデコ活に取り組み、環境負荷の少ないビジネススタイルへの転換を図ります。
- 事業所内の設備に対して、適切な運転管理と保守点検の実施などのエコチューニングを実施します。
- 「省エネ診断」の受診、高効率の設備や照明の導入など、事業所の省エネ化に努めます。
- 太陽光発電設備の設置や再生可能エネルギー比率の高い電力・ガス契約への見直しなど、エネルギーの効率的な使用に努めます。
- 自動車の運転時は、エコドライブを実践するとともに、買換え時には、EV、FCV、PHEV（プラグインハイブリッド）など、次世代自動車の導入に努めます。
- 共同配送を採用するなど、物資輸送の省エネ化に努めます。
- 事業所の新築や改築を行う場合やテナントを選ぶ際は、省エネルギー性能の高い建物、断熱性に優れた建物の選択、ZEBの導入、国産木材の積極的な利用に努めます。
- カーボン・オフセット、カーボンクレジットの可能性について検討します。

区の取組個別目標 1-1 脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換

施策の方向（1） 家庭における脱炭素化の促進

家庭における温室効果ガス排出量削減のため、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する普及啓発を推進し、脱炭素型の新しい豊かな暮らしの実現に向けて製品・サービスを選択する脱炭素型ライフスタイルへの転換を図ります。

施策の方向（2） 事業所における脱炭素化の促進

事業所における温室効果ガス排出量削減のため、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する補助や融資等の情報提供を行い、脱炭素型のビジネススタイルへの転換、脱炭素経営の促進を図ります。

また、フロン類を含む機器の適正管理の呼びかけ、フロン類の漏洩防止を促進します。

施策の方向（3） 建築物における脱炭素化の促進

住宅や事業所のZEH、ZEH-M化、ZEB化の推進や断熱リフォーム等の建築物の省エネルギー性能の向上を図ります。また、木材利用による炭素固定を図り、脱炭素化を促進します。

個別事業一覧

	取組内容	担当部署
統 合	家庭や事業所において効果的な省エネルギー化、脱炭素化に向けた行動促進のため、デコ活の取組を呼びかけます。	環境保全課
統 合	家庭や事業所の脱炭素化に向けたライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促進するため、省エネルギー化や脱炭素化に関する情報の提供、環境イベント、環境学習講座等での普及啓発を図ります。	環境保全課 経営支援課
	都と連携して、家庭や事業所向け省エネ診断を周知し、受診を促進します。	環境保全課
	地球温暖化防止設備導入助成制度の内容の充実を図り、地球温暖化対策及びヒートアイランド対策を促進します。	環境保全課
	事業所における省エネルギー行動促進のため、エコチューニングの実施を呼びかけます。	環境保全課
	代替フロン使用製品使用時の漏洩防止管理の徹底を呼びかけます。	環境保全課
	住宅や建築物の新築、増改築時のZEH化、ZEB化を促進します。	環境保全課
新	中・大規模の民間建築物等における木造木質化建築物の普及を促進します。	環境保全課

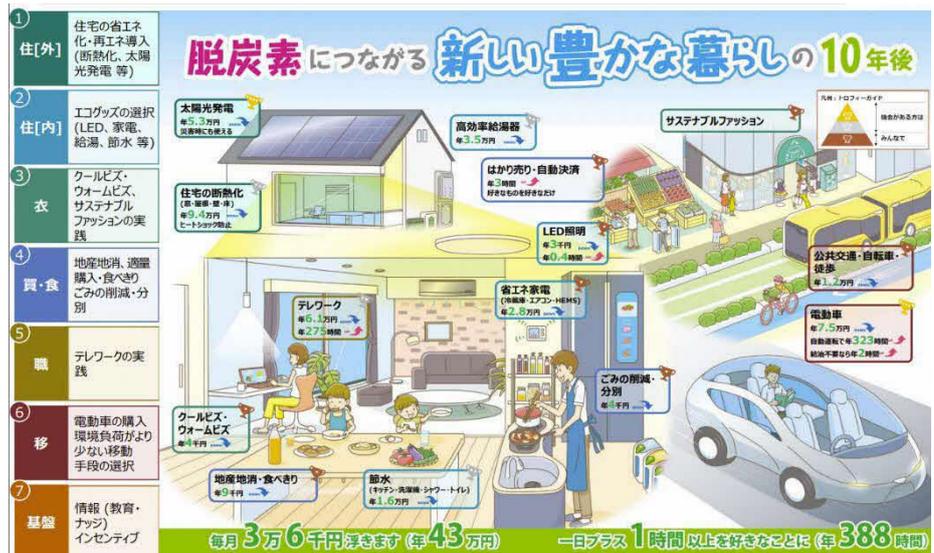
取組内容		担当部署
	大規模開発の際には、地域冷暖房等の街区・地区単位での環境負荷低減を促進します。	環境保全課
	「墨田区地球温暖化対策実行計画（区事務事業編）」を推進します。	全課
	公共施設、学校施設の改修や設備更新の際には、断熱性能の向上や高効率空調・省エネルギー型の設備の導入・更新を図ります。	公共施設マネジメント推進課 庶務課
統合	公共施設、学校施設の新築・増改築にあたっては、ZEB化の実現を目指すとともに、木材利用を検討します。	公共施設マネジメント推進課 庶務課 施設整備所管課
	公共施設の照明及び道路照明灯をLED化し、照明の高効率化を推進します。	公共施設マネジメント推進課 道路・橋りょう課
	庁舎リニューアルプランを推進します。	総務課

デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな生活を創る国民運動）

「デコ活」は、環境省が2022年10月に開始した、2050年カーボンニュートラルおよび2030年度削減目標の実現に向け、国民一人ひとりの暮らしとライフスタイルの変革を後押しする国民運動です。「デコ活」の「デコ」は、英語の脱炭素「デカーボナイズーション」と環境に優しい「エコ」を組み合わせた造語で、デコ活は、日常で気軽に環境配慮行動を選び、共有し、豊かさを持続可能性を両立する社会を目指す取組です。

「くらしの10年ロードマップ」には、国民・消費者目線で、衣食住・職・移動・買物の各分野で脱炭素につながる豊かな暮らしへの取組が示されています。

出典：環境省ウェブサイト
<https://ondankataisaku.u.env.go.jp/decokatsu/>



個別目標1-2 再生可能エネルギーの導入促進

施策の方向(4) 再生可能エネルギーの利用拡大

自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、太陽光発電を中心とする再生可能エネルギーの更なる利用拡大のため、住宅や事業所等への再生可能エネルギー設備設置を促進します。

また、水素エネルギー等のクリーンな次世代エネルギーについては、最新の技術動向についての情報を収集し、導入可能性の検討等を行います。

施策の方向(5) 再生可能エネルギー由来電力調達の促進

再生可能エネルギー由来の電力調達の促進に向けて、区民や事業者に対し、再生可能エネルギーを利用した環境にやさしい電力の選択や、再生可能エネルギー由来電力の契約プランの情報提供を行い、区内で使用される電力の脱炭素化を図ります。

施策の方向(6) 公共施設における再生可能エネルギーの導入・活用の推進

区役所をはじめとする区が管理する公共施設においては、再生可能エネルギー設備の導入と再生可能エネルギー由来の電力契約を推進し、使用電力の再生可能エネルギー比率の向上を図ります。

個別事業一覧

	取組内容	担当部署
	太陽光発電システムや蓄電池システムの導入促進に向け、普及啓発を行います。	環境保全課
	区民や事業者が地球温暖化防止設備を導入する際の費用の助成や融資等を行い、再生可能エネルギーの区域内的の普及を促進します。	環境保全課 経営支援課
	再生可能エネルギーを中心とした小売電力への切替えや、再生可能エネルギー比率の高い電力プランについて、区民や事業者へ情報提供を行い、その選択を促進します。	環境保全課
新	使用済み太陽光発電設備の再利用、再資源化に関する国・東京都等の動向把握や関連情報の収集に努め、適正処理を促進します。	環境保全課
拡充	公共施設・学校施設において、太陽光発電設備や蓄電池システムの導入を検討するとともに、次世代太陽電池について情報収集を行います。	公共施設マネジメント推進課 庶務課 環境保全課
	公共施設において、再生可能エネルギーを使用した電力に切り替えます。	環境保全課
	イベント等において、グリーン電力証書システムの電力を活用し、再生可能エネルギーの普及・促進を図ります。	環境保全課

個別目標 1-3 脱炭素型まちづくりの推進

施策の方向 (7) 次世代自動車への転換の促進

移動に伴う温室効果ガス排出量の削減のため、EV、FCV、PHEV(プラグインハイブリッド)等の次世代自動車の普及を促進するとともに、住宅やビルへのEV充電設備等の設置拡大を促進し、区内の充電インフラを拡充します。

施策の方向 (8) 公共交通・自転車の利用促進

区民や区で働く人だけでなく、区外から訪れる観光客等が公共交通機関、自転車、徒歩等により快適に移動ができ、環境負荷を低減する交通環境づくりを促進します。

個別事業一覧

	取組内容	担当部署
	次世代自動車や充電設備に関する情報提供を行い、区民や事業者への次世代自動車の普及を促進します。	環境保全課
	自動車からの温室効果ガス排出削減のため、区民、事業者に対して、アイドリングストップなどのエコドライブの普及啓発を行います。	環境保全課
	大規模開発の際には、その地域に点在する再生可能エネルギーなどの資源を効率的に活用するシステムを検討し、まちの脱炭素化を図ります。	環境保全課
	シェアリングサービスは便利で環境にやさしい移動手段であることから、地域によるポートの整備格差が解消されるよう運営事業者を支援するとともに、公有地等の活用に向けた検討を行っていきます。	土木管理課 都市計画課
統 合	公共交通の利便性向上を図るとともに、自転車や舟運等を活用し、交通ネットワークの充実を図ります。	都市計画課 道路・橋りょう課
	区外から訪れる観光客等を含め、公共交通機関の積極的な利用のための普及啓発を行います。	環境保全課 都市計画課
新	庁有車の次世代自動車への転換及び公共施設への充電設備設置に係る検討を行います。	環境保全課 総務課 関係各課

基本目標2 安全・安心・快適な生活環境の確保 【墨田区地域気候変動適応計画】



施策展開の方向性

近年の気候変動による自然災害や健康被害の影響を踏まえ、レジリエントなまちづくりを推進します。インフラ整備と区民の行動変容の両面から、災害危機に強く柔軟に対応できる体制を構築していきます。また、大気や河川、騒音等に関する調査を継続的に実施し、良好な生活環境の確保に努めることで、都市・生活型公害を防止し、健康で心地よさを実感できる住みよいまちを次世代に引き継ぐことを目指します。

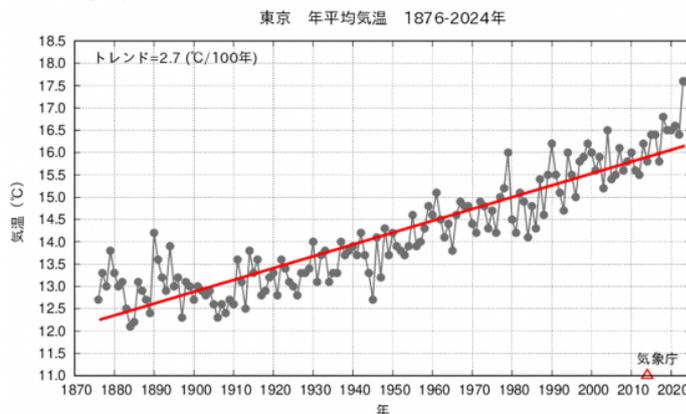
区民・事業者・区が連携して、ごみやたばこのポイ捨て防止などのまちの美化に取り組むとともに、墨田区固有の歴史的・文化的な資源を活かしたまち並みの形成や、豊かな水辺を活用した景観づくりを進めます。これらの取組を通じて、地域の特色を生かした「すみだらしい」景観を創出し、環境と調和した魅力的なまちづくりを実現していきます。

成果指標

指標	単位	基準値	目標値
		2024 (令和6) 年度	2035 (令和17) 年度
雨水総貯留容量	m ³	27,521	33,000
大気環境基準達成率 (SO ₂ 、NO ₂ 、SPM、PM2.5)	%	100	100
アスベスト立ち入り現場における作業基準適合割合	%	53	70
クールスポット協力施設	人	35	45

気候変動の影響

東京管区気象台（千代田区）における年平均気温の経年変化（統計期間：1876～2024）は100年あたりで2.7℃上昇しています。降水量では、日降水量100mm以上の年間日数が増加している一方、年間無降水日数にも増加傾向がみられています。2025（令和7）年3月に東京管区気象台が作成したリーフレットでは、20世紀末と比較し、東京都の21世紀末の年平均気温は2℃上昇シナリオ※¹では1.4℃、4℃上昇シナリオ※²では4.3℃上昇し、年間猛暑日日数は2℃上昇シナリオでは約8日、4℃上昇シナリオでは約30日増加することが予測されています。



出典：気候変動適応プラットフォーム（A-PLAT）
https://adaptation-platform.nies.go.jp/map/Tokyo/index_past.html

21世紀末の予測

熱中症等のリスク増加

東京都の年平均気温は、20世紀末と比べて、
 2℃上昇シナリオで約**1.4℃**、4℃上昇シナリオで約**4.3℃**上昇

年間猛暑日日数 2日 → **約8日** / **約30日**
 年間熱帯夜日数 7日 → **約21日** / **約62日**

日数は左から、東京都平均の20世紀末の観測値、21世紀末（2℃ / 4℃上昇シナリオ）の予測値

猛暑日は日最高気温が35℃以上の日です。
 熱帯夜は夜間の最低気温が25℃以上の日を含みますが、ここでは便宜上、日最低気温が25℃以上の日を熱帯夜として扱っています。

※1 4℃上昇シナリオ：21世紀末の世界平均気温が工業化以前と比べて約4℃上昇する追加的な緩和策を取らなかった世界。
 ※2 2℃上昇シナリオ：21世紀末の世界平均気温が工業化以前と比べて約2℃上昇するパリ協定の2℃目標が達成された世界。

21世紀末の予測

傘は全く役に立たなくなるような降り方です

土砂災害や洪水等のリスク増加

20世紀末と比べて、関東甲信地方の
 1時間降水量50mm以上の年間発生回数は、
 2℃上昇シナリオでは約**1.9倍**、4℃上昇シナリオでは約**3.5倍**に増加

雨の降らない日は年間で、
 2℃上昇シナリオでは約**4日**、4℃上昇シナリオでは約**10日**増加

出典：東京都の気候変動（東京管区気象台）令和7年3月

このような気候変動により、自然災害のリスクが高くなったり、私たちの生活や健康に様々な影響が及ぼされることが予測されています。

- 健康リスクの拡大：真夏日・熱帯夜・猛暑日の増加により、高齢者や子どもを中心に熱中症等のリスクが高まります。夜間も気温が下がらないため、睡眠の質の低下や生産性の低下も懸念されます。
- 水害の深刻化：短時間強雨の頻発に伴い、下水道の排水能力を超える内水氾濫の可能性が高まります。加えて、広域的な大雨では河川の水位上昇が重なり、隅田川や荒川をはじめとする河川の氾濫リスクが増加します。
- 連鎖する影響：浸水により交通・ライフライン・医療提供体制等が同時多発的に影響を受け、エレベーター停止や地下施設の浸水など、日常の前提が崩れる可能性があります。
- 生活コストの上振れ：猛暑対応の冷房需要増で電力ピークが上がり、家庭・事業者のエネルギー負担の増大が予想されます。

期待される行動

区民

- 暮らしの中から生じる騒音の防止など、近隣に配慮した生活を心がけます。
- エコドライブに努め、騒音や振動が発生しない自動車やバイクの運転を心がけます。
- 日常生活における節水や効率的な水利用を心がけます。
- ごみやたばこのポイ捨て・歩きたばこをしないなど、ルールやマナーを守り、まちの美化に努めます。
- 自転車は交通ルールを守り、自転車駐輪場など定められた場所に駐輪します。
- 建築物を新築・改修する場合は、周辺の景観に配慮します。
- 敷地内に雨水浸透枳や雨水タンクの設置を検討・導入することにより、雨水の地下浸透や雨水利用に努めます。
- ハザードマップを確認し、災害時に適切な避難行動がとれるように備えます。
- こまめな水分補給やクーリングシェルター、涼み処の活用等、熱中症の予防に努めます。

事業者

- 事業活動から生じる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の防止に努め、関係法令を遵守します。
- 周辺住民などからの苦情があった場合は、速やかに原因把握、問題解決に協力します。
- 事業所やその周辺の清掃、まちの美化活動に積極的に参加します。
- 来訪者の自転車・自動車が通行の妨げにならないように十分なスペースを確保するとともに、定められた場所に駐車・駐輪します。
- 建築物を新築・改修する場合は、周辺の景観に配慮します。
- 敷地内への雨水浸透枳や雨水タンク等の設置、透水性舗装の採用を検討・導入することにより、雨水の地下浸透や雨水利用に努めます。
- ハザードマップを確認し、災害時に適切な避難行動がとれるように備えます。
- 災害時の避難場所や物資を備えます。
- こまめな水分補給や適度な休憩等により、熱中症の予防に努めます。
- 多くの人ができる場所ではミスト設備の設置等涼しさを感じられる対策の実施や、クールスポット協力施設として開放するなど、熱中症対策に協力します。

区の実施

個別目標 2-1 レジリエントなまちづくりの推進

施策の方向（9） 自然災害対策の推進

短時間の集中豪雨などによる浸水、河川氾濫等の災害に対する被害軽減に向け、雨水の貯留・浸透及び利用促進などにより下水道への負担を軽減し、区内の災害対策を推進します。

また、災害発生時における区民生活への影響を最小限に抑えるため、関係機関と連携し、各種ライフラインや交通網の強靱性の確保や復旧に向けた体制の整備を進めます。

施策の方向（10） 地域防災力の強化と行動変容の促進

墨田区水害ハザードマップの周知を図り、区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、下町らしい人と人とのつながりの中で、いざという時は地域が一丸となって助けあえる、自助・共助・公助の連携を構築します。

個別事業一覧

	取組内容	担当部署
	堤防等の耐震性や治水機能の向上を図ります。	都市整備課
	助成制度の活用促進や、条例・要綱に基づく指導により、雨水貯留槽の設置、浸透ブロックや浸透舗装を促進します。	環境保全課 環境政策課
	下水道の排水能力の強化を推進します。	都市整備課
	家庭・事業所・地域団体等へ、太陽光発電や蓄電池、コージェネレーションシステム、EV、FCV等の導入による災害時の有用性について周知・啓発を図ります。	環境保全課
	防災拠点となる公共施設において、再生可能エネルギー、次世代自動車等を活用した災害に強い自立分散型エネルギーシステムを構築し、防災機能を向上するとともに、施設運営における災害時の対応を強化します。	環境保全課 防災課 各施設所管課
	市街地の再開発や整備等のまちづくりの機会においては、浸水対策を検討します。	都市整備課
新	公園において、雨水の貯留・浸透による洪水の抑制、緑地の維持管理等によりグリーンインフラの充実を図っていきます。	公園課 環境政策課
拡充	災害リスク軽減のため墨田区水害ハザードマップやマイタイムラインを活用し、区民・事業者への水害時の対応について普及啓発を進めます。	防災課
	気候変動の影響による降水パターンの変化による渇水（給水制限）の増加に備え、節水・雨水利用に関する啓発・情報発信を行います。	環境保全課 環境政策課

	取組内容	担当部署
	雨水利用ネットワーク事業を推進します。	環境政策課
新	自治体や民間団体、事業者等との災害時の協力協定の締結やその実効性の向上を図り、災害時における区民生活への影響を可能な限り低減できるよう努めます。	防災課

レジリエントなまちづくり

「レジリエント」とは、直訳すると「しなやかな強さ」を意味し、大きな災害や環境変化があっても、被害を最小限に抑え、素早く回復し、さらに次に備えてより強く成長していく力のことです。

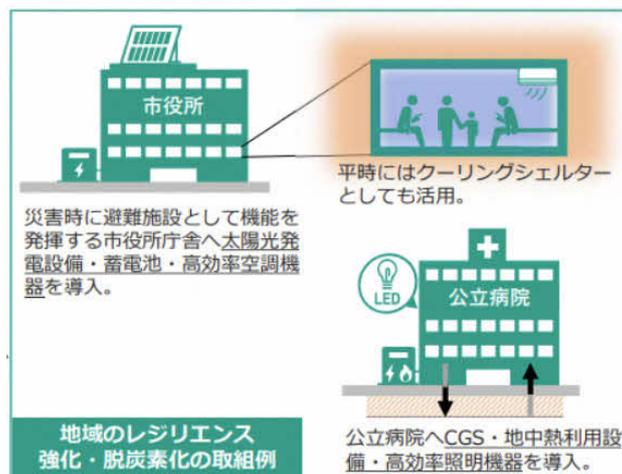
近年、気候変動の影響により、短時間の集中豪雨や河川の氾濫など、私たちの生活を脅かす災害が全国各地で発生しています。こうした中で、地方自治体が進めるまちづくりにおいても、「災害に強く、安全で安心して暮らせるまち」をつくるのが大きな課題となっています。

本区では、雨水を一時的にためてゆっくり浸透させる貯留・浸透施設や、雨水の利活用を推進することで下水道への負担を減らし、水害被害の軽減を図ります。また、災害時にライフラインや交通網が途絶しないよう、関係機関と協力して強靱な設備や復旧体制を整えています。太陽光発電設備や蓄電池、EVやFCVなどは、災害時の非常用電源として機能するため、公共施設において設備の設置や導入を進めています。また、一時集合場所となる公園でもソーラー照明灯やかまどベンチ、マンホールトイレなどの防災機能を有する設備設置を進めています。さらに、「墨田区水害ハザードマップ」の活用や地域のつながりを通じて、自助・共助・公助が連携できる体制を強化しています。

レジリエントなまちづくりは、施設や制度の整備だけでなく、地域住民一人ひとりの意識と行動があってこそ実現します。日頃から備えを確認し、地域で助け合える関係を築くことが、災害に負けないまちへの第一歩です。

【環境省が目指す地域のレジリエンスと地域の脱炭素化を同時実現】

出典：環境省 脱炭素地域づくり支援サイト
 (https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/resilience/?utm_source=chatgpt.com#database)



個別目標 2-2 気温上昇に適応するまちづくりの推進

施策の方向 (11) 健康被害対策の推進

地球温暖化の進行やヒートアイランド現象等の影響により、熱中症の発症リスクが高まっていることから、区民に向けて予防に関する情報提供、普及啓発を行うほか、熱中症特別警戒アラートやクーリングシェルターの周知広報活動を進めます。

施策の方向 (12) 健康被害対策の推進

※建物対策は基本目標 1 へ、緑化は、基本目標 3 へ、

個別事業一覧

	取組内容	担当部署
	気温上昇に伴う熱中症対策として、各種広報媒体等を用いた情報発信を迅速に行い、関連機関を通じて周知等の強化を図ります。	健康推進課 環境保全課
拡 充	熱中症特別警戒アラートが発表された際、避難施設として利用できる区内の公共施設等をクーリングシェルターに指定します。また、夏季期間にはクールスポット・涼み処として涼める場所を開放します。	環境保全課 高齢者福祉課
	ジカ熱・デング熱の媒体となる蚊の生息状況、ウイルス保有状況を調査し、感染拡大の防除に努めるとともに、区民に対して感染症リスクに関する情報提供を行い、健康被害の発生防止に努めます。	生活衛生課 保健予防課
新	薬剤師会との連携により、すみだひと涼みスポット薬局を設置し、熱中症予防に努めます。	健康推進課
	「すみだ打ち水推進月間」「おうちde打ち水」を通して、ヒートアイランド現象の緩和と雨水の有効利用について啓発します。	環境政策課

個別目標2-3 節水と雨水活用の推進

施策の方向(13) 節水の推進

降水パターンの変化などにより、墨田区の水源地となっている江戸川で渇水(給水制限)が増加する可能性があるため、区民に向けて日常生活における節水や効率的な水利用に関する情報提供を行います。

施策の方向(14) 雨水利用の啓発・普及の推進

雨水利用のメリットや区における取組状況などの情報を発信し、区民・事業者の自主的な雨水利用を促進します。

施策の方向(15) 広域連携による雨水入用の推進

他自治体・雨水に関する環境NPO・事業者・大学等との連携強化を図りながら、雨水利用を推進します。

個別事業一覧

取組内容	担当部署
各種講座やイベント等で節水や水循環に関する啓発を図るとともに、ホームページ等において節水の情報を発信します。	環境保全課
区報やホームページ等で雨水利活用や雨水タンク等の雨水利用促進助成制度について周知を行います。	環境政策課
条例や要綱に基づき、雨水の貯留・浸透指導を実施し、区民・事業者の雨水利用を促進します。	環境保全課
雨水ネットワーク事業を推進し、他自治体、環境NPO、事業者、大学等と連携した取組を推進します。	環境政策課
雨水利用に関する講座・出前授業等を実施し、雨水利用の普及啓発を図ります。	環境政策課

個別目標 2-4 公害対策の推進

施策の方向 (16) 良好な生活環境の確保

大気汚染、水質汚濁、騒音等について、環境基準の達成及び区民の良好な生活環境を確保するため、法令等に基づく事業所・工場等への指導、立入検査等の取組を実施します。

施策の方向 (17) 監視・測定の実施

大気、水質、騒音等、区内の環境状態の監視・測定を実施します。

個別事業一覧

取組内容	担当部署
良好な生活環境を確保するため、事業所・工場等に対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導や適切な助言を行います。	環境保全課
大気、河川水質、騒音等の監視・測定を行い、結果についてわかりやすい情報発信に努めることで、環境基準の達成に向けて、区民や事業者に環境改善への取組を働きかけます。	環境保全課
区民等からの公害苦情に対応するとともに、事業者に対して環境配慮への理解を高めるための啓発を行います。	環境保全課
大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の発生源となる設備機器等に対して、区内中小企業への融資あっせんを通して公害防止を促進します。	経営支援課
アスベスト対策に関する周知を行うとともに、調査費用の助成や対策工事の融資あっせんにより健康被害対策を推進します。	環境保全課 経営支援課
ダイオキシン等の有害化学物質や放射線に関する調査を実施し、環境リスクの軽減に努めます。	環境保全課

個別目標2-5 まちの美化・景観の保全

施策の方向(18) まちの美化の推進

路上喫煙防止やごみのポイ捨て防止を呼び掛けるとともに、地域との協働による「クリーンアップキャンペーン」等を実施して、区民・事業者との協働によりまちの美化を推進します。

施策の方向(19) 魅力ある景観の形成

墨田区景観計画の「水辺と歴史に彩られ、下町情緒あふれる“すみだ風景づくり”」という景観まちづくり像の実現に向けて、地域の特色を生かしたすみだらしい景観を形成します。

個別事業一覧

取組内容	担当部署
区民・事業者との協働により「クリーンアップキャンペーン」を実施します。	地域活動推進課 すみだ清掃事務所
啓発指導員によるパトロール等を通じて喫煙者のマナー向上に努め、路上喫煙防止対策を推進します。	地域活動推進課
老朽危険家屋等の所有者等への指導・助言等を実施し、地域の安全を確保します。	安全支援課
景観条例や景観計画に基づき、魅力あるすみだらしい景観の形成に努めます。	都市計画課
「放置自転車追放キャンペーン」など放置自転車の抑制に向けた啓発等を実施し、放置自転車削減を推進します。	土木管理課
定期的なパトロールの実施により、道路不正使用の是正を推進します。	土木管理課

基本目標 3 自然共生社会の実現



施策展開の方向性

本区は豊かな水辺に囲まれ、江戸時代から四季の自然を楽しむ文化があり、日常生活の中で、水と緑を通して豊かな情緒を育んできました。住宅等の密集により、一定規模の緑地を新たに創出することは難しい状況ですが、引き続き「まちなかに点在する緑」や「街路樹」を増やし、うるおいとやすらぎを得るとともに、生物多様性の保全に向けエコロジカルネットワークの形成を推進します。区民・事業者と連携し、花や緑の充実を図り、自然と共生する社会を目指します。

成果指標

指標	単位	基準値	
		2024 (令和6) 年度	2035 (令和17) 年度
区内公園面積 ^{※1}	ha	65.4	72.7
みどり率 ^{※2}	%	20.8	21.0
緑化講習会への申込者数	人	521	580
自然観察会への申込者数	人	323	360

※1 「墨田区公園マスタープラン」に基づく基準値（令和6年4月1日現在）と目標値（令和23年度）

※2 「第二次墨田区緑の基本計画～墨田区生物多様性地域戦略～」に基づく基準値（平成30年度）と目標値（令和22年度）

期待される行動

区民

- 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めます。
- 国外の外来種だけでなく国内の他地域から持ち込んだ生きものを放流、放逐しません。
- 自然を大切に、自然観察会やワークショップなどに進んで参加します。
- 水と緑とのふれあいを通して、環境保全の大切さを意識します。
- 植栽、緑のカーテンの設置やベランダ、屋上等で植物を育てるなど、身近なみどりを増やします。
- 環境への影響を最小限に抑えた製品や持続可能な方法で生産された食品を積極的に選択します。

事業者

- 自らの事業活動において生物多様性に配慮します。
- 地域の生態系に影響を与える外来生物について正しく理解します。
- 自然を大切に、地域の環境保全活動や生物調査への情報提供などに協力します。
- 植栽や緑のカーテンの設置、壁面緑化及び屋上緑化など、敷地内の緑化に努めます。
- 関連規定を遵守し、緑地整備を行います。
- 環境への影響を最小限に抑えた製品や持続可能な方法で生産された食品を積極的に選択します。同時に、自ら製造を行う場合には、生態系の保全や生物多様性の維持に配慮した生産方法を採用するよう努めます。

区の実施

個別目標 3-1 自然・水辺環境の保全・活用

施策の方向 (20) 水辺の保全と活用

隅田川をはじめとする河川等の水辺とそれを取り巻く自然について、区民が身近に親しみを感
じられるように保全と活用を進めます。

施策の方向 (21) 自然に触れ合える機会の創出

「緑と花の学習園」を充実させ、区内で自然と触れ合える場を創出します。

個別事業一覧

	取組内容	担当部署
	河川法面や河川沿いの緑化等、水辺の保全を推進します。	公園課 都市整備課
	区民や事業者との協働により、河川敷や池の周辺環境保全活動を行います。	環境保全課 都市整備課 公園課
	河川や親水公園、池等の水辺の生きもの調査や自然観察会を実施し、水辺保全の理解と啓発を図ります。	環境保全課 都市整備課 公園課
	隅田公園、小梅橋船着場、両国リバーセンターなどの水辺空間の情報を発信することで区民や区内団体の主体的な活動を促進します。	観光課 公園課
	「緑と花の学習園」の機能を拡充し、イベントや講座を充実させ、区民が自然と触れ合える機会を創出します。	環境保全課
新	荒川の本根川橋自然保全エリアでは、ヨシ原を中心とした、多様な生物が生息できる環境とします。	都市整備課
新	関連機関と連携し、小・中学校、高校、大学などが自然に触れ合うフィールドワーク・環境学習の場として活用できる公園づくりを推進します。	公園課

個別目標3-2 まちなかのみどりの保全と質の向上

施策の方向(22) 公園の整備・維持管理

公園の整備・維持管理を着実に推進するとともに、自然とふれあい、たくさんの人が訪れて交流が生まれる場の創出に努めます。

施策の方向(23) 身近なみどりの創出

公共施設の緑化や開発事業等に伴う緑化指導、区民や事業者による緑化活動を促進することで、身近なみどりの豊かさを感じられるまちづくりを推進します。

個別事業一覧

	取組内容	担当部署
	公園の自然、歴史・文化、レクリエーション施設などの資源を最大限活用し、まちのシンボルとなる公園を整備します。	公園課
新	グリーンインフラを生かし、地域の防災力向上にも資する公園整備を検討します。	公園課 環境政策課
	公園の改修工事に合わせて樹木の植替えを行う等、公園緑化を推進します。	公園課
	道路の改修工事に合わせて街路樹の植替えを行う等、道路緑化を推進します。	道路・橋りょう課
	区民や事業者が主体的に取り組む緑化活動である「道路緑化ボランティア」を支援します。	道路・橋りょう課
	「緑と花のまちづくり推進地域」の制度を活かし、区民が育む地域の緑化を支援します。	環境保全課
	区内に残された自然度の高い貴重な保全樹木等に対する補助を実施し、緑の保全に努めます。	環境保全課
	「緑と花の学習園」において、緑化相談や講習会等を実施し、区民が緑を創出するため支援機能の充実を図ります。	環境保全課
	公共施設の新築・改築時には、立体緑化（屋上・壁面緑化）の設置を進めるとともに、すでに立体緑化が設置されている施設においては、良好な状態の維持管理に努めます。	環境保全課 庶務課 公共施設マネジメント推進課
	一定規模以上の建設事業に対して、条例や要綱に基づく指導を行い、緑化を促進します。	環境保全課 都市計画課
	講習会及びコンテストを通じて、緑のカーテンの普及・啓発を図ります。	環境保全課
新	大規模開発などの機会を捉えて、民間のオープンスペース拡充に向けた調整を進めます。	都市整備課

個別目標 3-3 生物多様性の理解促進

施策の方向 (24) 生きものの生息・生育空間の保全

水辺や緑地等の整備を通じ、区内の植物や生きものの生息・生育空間を保全します。また、関連機関と連携し、区内で確認された外来生物による人や生態系への被害防止に努めます。

施策の方向 (25) 生物多様性の保全に向けた普及・啓発

自然観察会や生きものワークショップ等のイベント、環境学習講座を開催し、区民が生きものと触れ合える機会と場を提供し、生物多様性に関する理解促進と普及啓発を行います。

個別事業一覧

	取組内容	担当部署
	生物多様性保全のために、植物や生きもの及び生息・生育環境を守り、育て、活かす人材として環境ボランティアを育成し、リーダーとして地域の取組への参画を呼びかけます。	環境保全課
	「自然観察会」や「生きものワークショップ」等の開催を通じて、区民等が自然に触れ合える機会を創出します。	環境保全課
	学校と連携して、生物に係る環境学習を支援します。	環境保全課 庶務課
	区民や事業者等と協力して、区内に生息・生育する生きものモニタリング調査を実施し、情報発信することにより保全活動に活用します。	環境保全課
	区ホームページの「すみだ生きもの写真館」を活用し、区・区民・事業者が双方向で情報を共有し、生物多様性の保全を推進します。	環境保全課
新	有害鳥獣による生活環境被害状況の把握に努め、情報提供を行うとともに、関連機関と連携して対策を行います。	環境保全課
新	バードウォッチングなどの自然観察の機会を得られるプログラムについて、関係機関と連携して実施します。	環境保全課

基本目標4 循環型社会の実現



施策展開の方向性

区ではこれまで2R（リデュース・リユース）の取組を中心とした3Rの推進を実施し、ごみの減量化・再資源化を進めてきました。

また、プラスチック分別回収の開始や食品ロス削減の取組など、環境負荷の低減に向けた施策を積極的に展開してきました。

こうした取組を基盤として、循環経済（サーキュラーエコノミー）の考え方に基づく資源の効率的利用及び廃棄物発生を最小化をめざす経済システムの構築を目指し、持続可能な循環型社会の形成をより一層確実に推進します。

成果指標

指標	単位	基準値	
		2024（令和6）年度	2035（令和17）年度
区民1人1日あたりごみ総量	g	594	529
区民1人1日あたり区収集ごみ量	g	461	393
プラスチック分別協力率※	%	22.6	30
区民1人1日あたり家庭系食品ロス量	g	31.5	28.4

※基準値は令和7年度組成調査結果の値

期待される行動

区民

- すぐにごみになるようなもの、資源化しにくいものは買わないようにします。
- 環境にやさしい製品やリサイクル製品を積極的に使用します。
- マイバッグやマイボトルを使用し、可能な限りレジ袋や使い捨てプラスチックは受け取らないようにします。
- 生ごみの水切りなどによるごみの減量化に努めます。
- 食材の食べきりや使い切りを実践するとともに、フードドライブを活用する等、食品ロスを出さないように配慮します。
- 食べきり推奨店を利用する等、飲食店で食品の食べ残しがないようにします。
- プラスチック資源を正しく分別し、もえるごみに混入させないよう気をつけます。
- ごみと資源物の分別排出を徹底します。
- 区が行う資源回収や地域の集団回収に積極的に参加します。

事業者

- すぐにごみになるようなもの、資源化しにくいものは作らないようにします。
- リサイクルまたは分別しやすいもの（商品）を作るようにし、資源にできるものは主体的に回収します。
- 環境にやさしい製品やリサイクル製品を積極的に使います。
- 商品の過剰包装や使い捨てプラスチックの提供を控えます。
- 食品ロスを出さないように配慮します。
- 事業系ごみは資源化を積極的に進めるとともに、自らの責任で適正に処理をします。
- 資源循環に配慮した製品の設計、製造、販売に努めます。

個別目標4-1 2Rの推進

施策の方向(26) ごみの発生抑制

3Rの中で最優先される発生抑制(リデュース)の取組を推進します。環境に配慮した消費行動や事業活動を促進し、使い捨て製品の使用抑制や食品ロスの削減に取り組みます。また、製品の長寿命化や簡易包装の普及を図ります。これらの取組を通じて、家庭や事業活動におけるごみの発生そのものの削減を図ります。

施策の方向(27) 資源の再利用の推進

ごみの発生抑制に次いで重要な、再使用(リユース)を中心とした取組を推進します。使用済み製品や部品の再使用を促進し、日常生活や事業活動におけるリユースの実践を支援します。これらの取組を通じて資源の有効活用を図り、資源消費量とごみ排出量の削減を図ります。

個別事業一覧

	取組内容	担当部署
	2Rを優先したリデュース・リユースの取組の普及啓発を推進します。	すみだ清掃事務所・環境政策課
	フードドライブ等の取組を推進し、食品ロス削減を図ります。	環境政策課
	使い捨てプラスチック製品の利用削減に向け、マイバック運動、マイボトル運動を推進します。	すみだ清掃事務所
分離・新	プラスチック資源の分別方法の周知により、プラスチック資源の分別回収の徹底を図ります。	すみだ清掃事務所
拡充	生ごみ処理機や生ごみ処理容器の購入費用の一部を助成し、生ごみ減量を推進し、運搬及び焼却時に発生する二酸化炭素を削減します。	環境保全課
	リサイクルブック事業を実施します。	ひきふね図書館
	リサイクル清掃地域推進員制度を活用し、リサイクルの最新動向の把握と情報発信を実施します。 ※不法投棄パトロールは分離	すみだ清掃事務所
	集団回収への積極的な支援を通じ、資源化を促進します。	すみだ清掃事務所

個別目標 4-2 ごみの適正処理の推進

施策の方向 (28) 効果的・効率的な廃棄物処理の推進

将来のごみや資源の排出予測に基づき効率的に収集を行うとともに、高齢者世帯の増加などの社会的環境の変化にも対応した収集・運搬を推進します。

施策の方向 (29) 廃棄物の適正処理の推進

区民や事業者に対して、ごみの分け方や出し方について必要な情報をわかりやすく提供することにより、ごみの分別や排出ルールの遵守徹底を図ります。

個別事業一覧

	取組内容	担当部署
	環境負荷の少ない収集・運搬車両を導入します。	すみだ清掃事務所
	高齢者や障害者等に対し、個別の状況に応じたきめ細かい収集を実施します。	すみだ清掃事務所
	ごみ予測量に基づく作業計画を策定し、ごみ・資源の効率的な収集・運搬を推進します。	すみだ清掃事務所
新	粗大ごみ手数料オンライン決済の利用を促進します。	すみだ清掃事務所
	都や近隣自治体と連携し、災害時における廃棄物処理対策を検討します。	すみだ清掃事務所
	デジタル技術を活用したより効果的な情報発信を行い、ごみの適正処理の徹底を図ります。	すみだ清掃事務所
新	事業系ごみについて指導・助言を行い、事業者による適正排出と自主的な取組を推進します。	すみだ清掃事務所
統合	パトロールや看板等の設置により、不法投棄や資源の持ち去りの防止対策を推進します。	すみだ清掃事務所
拡充	区民・事業者には、排出ルールの遵守徹底及び役割の明確化と支援を実施します。	すみだ清掃事務所
新	リチウムイオン電池やリチウムイオン電池を含む小型家電について拠点回収を実施し、安全な収集活動を推進します。	すみだ清掃事務所
新	墨田清掃工場リニューアル工事期間中における廃棄物処理体制を確立します。	すみだ清掃事務所

個別目標4-3 多様な資源循環と循環経済の推進

施策の方向(30) 3R+Renewableの推進

3Rの取組推進に加え、再生可能な資源に替えるRenewableの取組を推進することで、区民・事業者・区が一体となり、資源循環に配慮した生産や消費行動に積極的に取り組みます。

施策の方向(31) プラスチック資源循環の更なる推進

プラスチック資源循環の更なる推進のため、分別回収したプラスチックの再商品化を推進し、循環経済のしくみを構築します。

個別事業一覧

	取組内容	担当部署
新	事業者と連携して、循環経済の取組を推進します。	環境政策課
新	資源循環に配慮した商品の選択やごみ分別の徹底等、循環経済の取組について周知啓発を行います。	すみだ清掃事務所
新	事業者によるプラスチックの自主回収や再資源化を呼びかけ、プラスチック製品の再資源化を促進します。	すみだ清掃事務所
新	分別回収したプラスチックの再商品化を推進し、資源の地域内循環の促進に努めます。	環境政策課
	資源回収拠点の拡充と回収品目の充実を図ります。	環境政策課
新	新たに資源化すべき品目、その回収方法について、長期的な展望をもって検討します。	すみだ清掃事務所

基本目標5 環境活動を実践するまちの実現



施策展開の方向性

本プランが目指す「一人ひとりが未来を創る ゼロカーボンシティすみだ」を実現するためには、社会を構成する一人ひとりが環境との関わりについて理解や認識を深め、環境配慮の行動をとっていくことが求められます。

気候変動の影響の深刻化をはじめとする今日の環境問題に対して、ライフスタイルや事業活動を見直し、区民・事業者・区がそれぞれの役割を自主的・積極的に果たしていくことがその解決への一歩となります。

そのため、家庭や学校、職場をはじめ、様々な場面で子どもから大人まで幅広い世代の区民や事業者が環境についての正しい知識を学べる環境教育と学習の機会の充実を図っていきます。さらに、学んだ成果を具体的な行動として実践する環境活動の場を、区民・事業者・区の協働により拡充します。

成果指標

指標	単位	基準値	
		2024 (令和6) 年度	2035 (令和17) 年度
環境ボランティア登録者	人	98	100
環境啓発講座参加/参加意欲 ^{※1}	%	118.1	100
環境美化活動への参加/参加意欲 ^{※2}	%	21.6	
環境行動の実践率 ^{※3}	%		

※1 環境啓発講座の定員数に対する申込者数の割合

※2 基準値は令和6年度住民意識調査で「環境美化活動（清掃・リサイクルなど）」に実際に参加しているまたは参加してみたいと回答した区民の割合

※3 基準値は令和6年度住民意識調査で「地球温暖化防止のための取り組み」について現在取り組んでいることがあると回答した区民の割合

期待される行動

区民

- 環境行動の実践に努めます。
- 自主的に環境学習に取り組みます。
- 環境行動に関する情報を意識して取り入れます。
- デコ活の趣旨を理解し、日常生活での省エネルギーを意識した行動を習慣にします。
- 地域の環境保全活動に参加します。
- 環境イベント、環境学習講座などに参加します。

事業者

- 企業としての環境行動の実践に努めます。
- デコ活の趣旨を理解し、事業活動での省エネルギーを意識した行動を習慣にします。
- 従業員を対象とした環境研修を実施し、環境意識の向上に努めます。
- 施設見学の受入れなど、環境教育・環境学習の機会を提供します。
- 自社の環境への配慮に関する取組や情報を積極的に発信します。
- 地域の環境保全活動に参加します。
- 区民や区が実施する環境イベント、環境学習講座などに協力、参加します。

区の実施

個別目標 5-1 環境教育・環境学習の充実

施策の方向 (32) 学校における環境教育の推進

次世代における環境問題解決の担い手となる児童・生徒に対して、事業者や大学、区と連携した環境学習授業、環境教材や環境学習ツールの提供等を通じて環境教育の一層の充実を図ります。

施策の方向 (33) 環境学習機会の拡充

地球温暖化やごみ、雨水利用、生物多様性等の環境体験学習を推進し、区民の環境に関する理解の向上に役立てます。環境学習施設や民間の体験学習施設と連携し、環境学習の機会の拡充を図ります。

個別事業一覧

取組内容	担当部署
「すみだの自然と生きものガイドマップ」や「できることからはじめよう」などの学校向け環境学習・啓発冊子を配布し、学校における環境教育を推進します。	環境保全課 環境政策課 すみだ清掃事務所
出張授業や環境学習プログラムなど、教育現場で活用できる多様な環境学習ツールを提供します。	環境保全課 環境政策課 すみだ清掃事務所
GIGAスクール構想に基づき一人1台の端末を効果的に活用した環境教育を推進します。	指導室
体験型学習を含めた各種講座や自然観察会等を実施し、区民の学習の機会の拡充を図ります。	環境保全課 すみだ清掃事務所 都市整備課

個別目標5-2 環境情報の共有

施策の方向(34) 環境情報の発信・受信の充実

区報、区ホームページ、SNS等の様々な媒体を活用しながら、区内の環境保全活動に係る情報発信を行うとともに、区内で活動を行っている区民や環境保全団体等の取組を広く周知します。

施策の方向(35) 環境行動変容の促進

環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの行動変容の促進に向けて、効果的な情報発信やツールの提供を行います。

個別事業一覧

	取組内容	担当部署
	区報、区ホームページ、SNS等の様々な媒体の特性を活かしながら、環境に関する情報をわかりやすく適切に発信し、区民・事業者の行動変容を促します。	環境保全課 環境政策課
	区内で環境活動を行っている個人・事業者・団体等の環境活動の取組を環境フェア等のイベントや各種講座において広く周知します。	環境保全課
	区民・事業者等と協働で運営する『すみだ環境共創区民会議』において、実効性の高い環境活動を検討し、その成果を周知します。	環境政策課
新	デコ活を積極的に推進し、区民・事業者の日常生活や事業活動の脱炭素に向けた取組を促進します。	環境保全課
	中小事業者の脱炭素経営に向けた効果的なツールの提供等を行います。	環境保全課 経営支援課
新	区内小中学校をはじめ、広く区民に活用してもらえるよう、「環境学習ツール」等のデジタルツールの充実と普及に努めます。	環境政策課

個別目標 5-3 協働による環境活動の推進

施策の方向 (36) 環境活動を推進する人材の育成

各種講座・講習会を通じ、様々な年代の区民を対象に環境ボランティアの育成を図ります。これらを通じ、参加者からボランティアへ、さらにボランティアからリーダーへのステップアップを図るとともに、学校や地域での環境体験学習等で助言・指導ができる環境リーダーを育成します。

施策の方向 (37) 区民・事業者が行う自主的な環境配慮行動への支援

区民や事業者が行う環境活動を「すみだゼロカーボンシティ2050宣言」等に基づき、区民・事業者・区の協働の立場から支援を図ります。

また、事業者が行う環境配慮型製品の開発・製造や、環境の共創に資する事業活動の実績を取り上げてPRすることにより、さらにその活動の輪が波及するよう支援します。

施策の方向 (38) 協働による環境活動の充実

環境団体やボランティア、事業者と連携し、子どもから大人まで誰もが楽しく、気軽に参加できる環境活動やイベントの開催・充実を図ります。

個別事業一覧

取組内容	担当部署
イベント等で環境ボランティアの活動紹介を行うとともに、体験会を実施し、活動の裾野を広げます。	環境保全課
自然観察会等のイベントの運営補助等を通じて、環境配慮行動に主体的な人材の育成をするとともに、リーダーとしての経験のステップアップを図ります。	環境保全課
墨田区SDGs宣言事業により、SDGsの取組を通して環境に対する関心を高め、地域における環境配慮行動の活性化を支援します。	産業振興課
区民・事業者、環境団体等と連携して、すみだ環境フェアをはじめとする環境イベントを開催し、環境配慮意識の醸成と行動の促進を図ります。	環境保全課 環境政策課

第5章 プランの推進

写真

1 プランの推進体制

区民・事業者・区がお互いの役割を理解し、それぞれができること、すべきことを行い、これら三者の協働を基礎としてプランの推進を図っていきます。

■ 墨田区環境基本条例推進本部

本プランに掲げた施策の推進には、多数の部署が関係しているため、各部署の意見をとりまとめ、区全体として環境行政を推進していく全庁的な組織である「墨田区環境基本条例推進本部」による審議を行い、施策・事業の総合的・計画的な取組を進めます。

■ 墨田区資源環境審議会

本プランを推進していくには、環境に関する専門的な知識はもとより、環境行政全般にわたる広範囲な知識も必要となってきます。

このため、学識経験者等を構成員として、墨田区環境基本条例に基づき設置される「墨田区資源環境審議会」に、本プランの専門的かつ広範囲にわたる審議や環境行政への答申、助言を求めます。

■ すみだ環境共創区民会議

本プランの実効性をより高めるためには、区民・事業者の理解と協力が不可欠です。このため、区民・事業者により構成された、すみだ環境共創区民会議と意見交換を行う場を設け、協働により事業を推進していきます。

■ 緑の推進会議

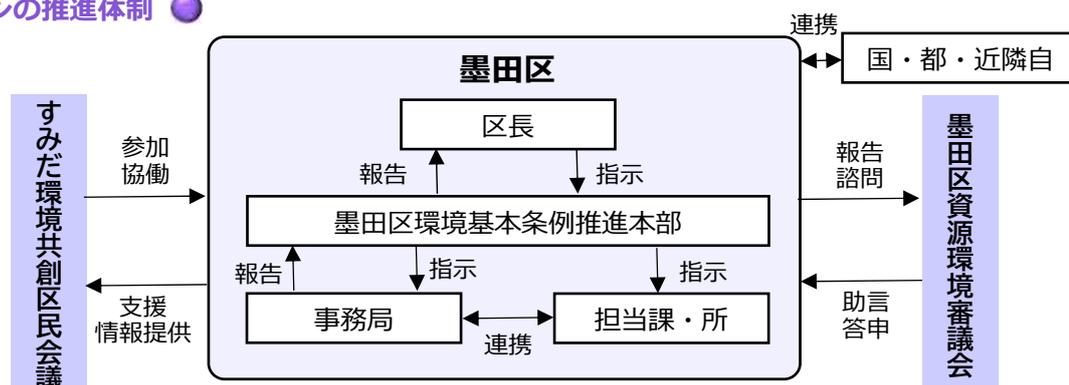
本プランに基づく緑化の推進を円滑に進めるため、区公共施設の緑化推進及び緑地保全について、関係部署が緊密な連絡および相互協力を行う場を設けます。

■ 広域及び他分野の連携

国、東京都、及び近隣自治体と緊密に連携し、共通する環境課題や地球規模の環境問題に対して、広域的な視点から効果的な取り組みを推進していきます。

また、本プランの推進を通じ、「社会・経済・環境」の多様な課題の総合的な解決を目指すために、環境以外の分野とも連携を図りながら取り組んでいきます。

● プランの推進体制 ●

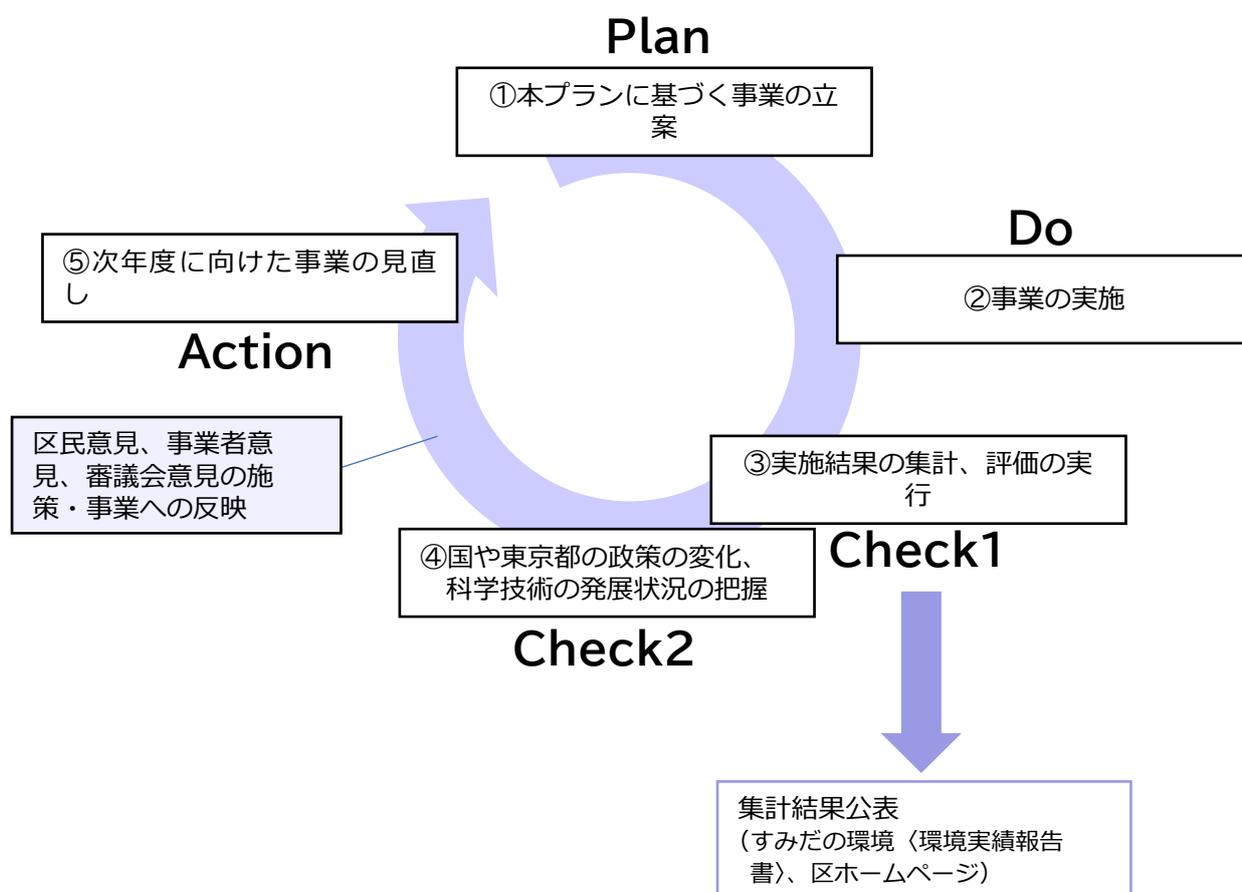


2 プランの進行管理

PDCA サイクルにより、環境施策の実施状況を把握・評価して次年度の取組に反映します。

また、社会情勢の変化、国及び都による計画内容の見直し、新たな技術革新、予期せぬ環境問題の発生など、環境保全分野を取り巻く状況は常に変化しているため、これらの状況を把握して次年度の取組へ反映していきます。

● PDCA サイクルによるプランの進行管理 ●



資料編（用語集）

用語集

【あ行】

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「生活排水」に分類される。また、「ごみ」は事業活動によって生じた「事業系ごみ」と「家庭ごみ」に分類される。

ウェルビーイング

世界保健機関（WHO）が1946年設立時にWHO憲章において「健康」を定義づける言葉として使われたのが始まりとされている。OECD（経済協力開発機構）や、世界各国において、人々の満足度等を示す指標としてGDPを補完する指標として注目されている。

近年、国も満足度・生活の質を表す指標として導入を進めており、環境分野でも「第六次環境基本計画」の中でウェルビーイング（高い生活の質）の実現を目指すことを示している。

エコアクション21

環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく取組を行う事業者を認証及び登録する制度。中小事業者等の環境への取組を促進するため、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツールがある。

エコチューニング

脱炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うこと。

エコチューニングにおける運用改善とは、エネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽微な投資で可能となる削減対策も含め、設備機器・システムを適切に運用することにより温室効果ガスの排出削減等を行うことをいう。

エコドライブ

不要なアイドリングや空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキなどの行為をやめる、余分な荷物を載せないなど、環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用で、燃料消費量やCO₂排出量を減らし、地球温暖化防止につながる取組。

エコロジカルネットワーク

生きものが生息・生育する様々な空間（緑地・水辺等）がつながる生態系ネットワークのこと。

エネルギーマネジメントシステム

エネルギーの消費データを収集・分析し、リアルタイムでの監視や制御等を行うことで、エネルギー使用の最適化・効率化の向上を実現させるためのシステム。

温室効果ガス

大気中のCO₂やメタン（CH₄）などのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスといい、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC_s）、パーフルオロカーボン類（PFC_s）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7種類としている。

【か行】

カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができない温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資することなどにより、排出される温室効果ガスを埋め合わせするという考え方。

カーボנקレジット

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量をクレジットとして取引すること。制度としては国がクレジット認証するJ-クレジットがある。

カーボンニュートラル

CO₂を始めとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することを意味する。ゼロカーボン、ゼロエミッションということもある。

カーボンプライシング

CO₂（カーボン、炭素）に価格をつけ、それによって排出者の行動を変化させるために導入する政策手法。炭素税や排出量取引制度など、企業や個人の排出削減を促し、気候変動対策の推進に寄与するものとして、カーボンニュートラルの実現に向けて、国でカーボンプライシング活用の検討が進められている。

海洋プラスチックごみ

ポイ捨てや屋外に放置されたプラスチックごみが、雨や風に流され河川などを經由して海域に流出し、海岸や海底にたまったり、水中を浮遊しているごみのこと。生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしている。

海域に流出したプラスチックは、マイクロプラスチックと呼ばれる微細片となり、漂流の過程で汚染物質が表面に吸着することから、有害な化学物質が食物連鎖に取り込まれることによる生態系への影響が懸念されている。

外来種

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。

外来種のうち、生態系や農林水産業、または人の健康に大きな被害を及ぼすものものを「侵略的外来種」と呼ぶ。平成 27（2015）年 3 月に「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」が策定され、日本及び海外等での生態系等への被害状況を踏まえ、日本における侵略性を評価し、リスト化された。

化石燃料

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。化石燃料を燃焼すると、地球温暖化の原因とされる CO₂ などが発生する。また、埋蔵量に限りがあり、有限な資源である。

環境基準

環境基本法第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。大気、水、土壌、騒音の「維持されることが望ましい基準」であり行政上の目標として定められるもの。

環境基本計画

環境基本法第 15 条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの。令和 6（2024）年に第六次計画が閣議決定された。

「第六次環境基本計画」は第五次環境基本計画の「循環共生型社会」の考え方を継承しつつ、環境保全を通じた「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現を目指し、地域循環共生圏の構築による新たな成長などを掲げている。

環境基本法

環境の保全の基本理念、各主体の責務、基本的施策、組織などを定めた法律。環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障をきたすおそれのあるもの。

環境マネジメントシステム

組織や事業者が自主的に環境負荷の低減と環境保全の推進に関する取組を進めるための体制・手続き等の仕組み。

緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減し（または植林などによって吸収量を増加させる）気候変動を抑制するための対策。「緩和策」に対して、地球温暖化の影響による被害を抑える対策を「適応策」という。

気候変動

地球全体の気温、降水量、気象パターンなどの長期的な変化のこと。気候変動の影響は、農業、水環境、自然生態系、自然災害、人間の健康など、多岐にわたる分野に及び、特に、近年は極端な大雨や猛暑などの異常気象が世界各地で頻発しており、その影響が深刻化している。

気候変動適応法

気候変動への適応の推進を目的として平成 30（2018）年に制定された法律。

気候変動適応に関する計画の策定、気候変動適応影響及び気候変動適応に関する情報の提供、熱中症対策の推進等気候変動適応を推進し、国民の健康や生活の確保に寄与することを目的としている。

クーリングシェルター

熱中症対策強化のため、冷房施設を有する施設をクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）として指定し、だれでも気軽に暑さをしのぐために利用できる場所や施設のこと。

グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能（生きものや生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災などの多様な効果を得ようとする考え方及びその取組のこと。

グリーン電力証書

自然エネルギー等で発電された電力の環境価値（CO₂削減など）を「証書」として取引すること。グリーン電力証書を活用することで、再生可能エネルギーを直接利用せずに、その環境価値を活用し、省エネや環境保全に貢献できる。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される酸化性物質の総称。春から秋にかけて、風が弱く晴れた日には、窒素酸化物や光化学オキシダントが大気中に停滞し、遠くがかすんで見えるようになる（光化学スモッグ）。

コージェネレーションシステム

コージェネレーション（熱電併給）は、天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収・利用することで省エネ効果が高くなるシステム。コジェネとも略する。

【さ行】

再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどの再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。永続的に利用でき、温室効果ガスを発生させない。

次世代自動車

運輸部門からのCO₂削減のため、電気自動車（EV）、ハイブリッド自動車（HV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル車

等を「次世代自動車」として国が定めている。「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」で2035年までに乗用車の新車販売で電動車（EV、FCV、PHEV、HV）100%を実現する目標を掲げている。

自然共生社会

「自然の仕組みを基礎とする真に豊かな社会をつくる」を理念とし、豊かな生物多様性に支えられた健全な生態系が確保され、その恵みを持続可能に利用することにより、生物多様性の回復と事業活動の両立が確保された、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。

自然再興（ネイチャーポジティブ）

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。ネイチャーポジティブの実現には、自然保護だけを行うものではなく、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革が必要であり、多様な主体による取組や参画も重要視されている。

持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）極度の貧困と飢餓の撲滅など、2015年までに達成すべき開発分野における国際社会共通の8つの目標の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

SDGsの17のゴールは相互に関係しており、経済面、社会面、環境面の課題を統合的に解決することや、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益（マルチベネフィット）を目指すという特徴を持っている。

循環型社会

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、平成12（2000）年に制定された、循環型社会形成推進基本法で定義されている。

循環型社会形成推進基本法

平成12（2000）年に制定された、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、適正処分を

通じて、資源の循環的利用を促進し、環境負荷の低減を目指すことを目的とした法律。処理の優先順位（発生抑制→再利用→再生利用→熱回収→適正処分）を初めて法定化し、循環型社会の形成に向け、国、地方公共団体、事業者及び国民の役割を明確化している。

循環経済（サーキュラーエコノミー）

従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化などを通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指すもの。

省エネルギー

エネルギーを消費していく段階で、無駄なく・効率的に利用し、エネルギー消費量を節約すること。

食品ロス

売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられるのに廃棄されている食品のこと。

自立分散型エネルギー

地域や建物単位でエネルギーを自給自足する仕組みで、太陽光や風力等の再生可能エネルギーや蓄電池を活用し、エネルギーの地産地消を実現するもの。大規模停電時でも電力供給が可能で、災害時のレジリエンス向上に寄与する。

森林環境譲与税

都道府県・市区町村が、それぞれの地域の実情に応じて森林整備及びその促進に関する事業を幅広く弾力的に実施するための財源として活用されるもの。令和6（2024）年度から国民一人あたり千円が森林環境税として課税され、その税収が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲渡される。

生態系

空間に生きている生物（有機物）と、生物を取り巻く非生物的な環境（無機物）が相互に関係しあって、生命（エネルギー）の循環をつくりだしているシステムのこと。

空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。特有の個性を持つ様々な生きものが、様々な異なる環境の中で、互いの個性を活かしながら直接的・間接的につながり、支えあっていることで、たくさんの種類の生きものがいるだけではなく、様々な環境があること、そして同じ種類の生きものの中でも様々な遺伝子があることとされている。

生物多様性条約など一般には、

- ・様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在＝生態系の多様性
- ・様々な生物種が存在する＝種の多様性
- ・種は同じでも、持っている遺伝子が異なる＝遺伝子の多様性

という3つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。

生物多様性基本法

平成20（2008）年に制定された、生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則、各主体の責務、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律である。生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

【た行】

太陽光発電

太陽の光エネルギーを太陽電池により直接電気に変換する発電方法のこと。

脱炭素（社会）

地球温暖化の原因となるCO₂を始めとする温室効果ガスをなくして「ゼロ」にすること。また、それを目指す社会のこと。

脱炭素経営

事業所から排出される温室効果ガスを実質ゼロに近づけ、カーボンニュートラルを目指すこと。国内外において、事業者の格付けや投資家及び消費者からの信用・支援の基準としても注目されており、これらは大企業のみでなく、サプライチェーン全体として取り組むことが必要とされている。

地域循環共生圏

地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続ける自立した地域をつくとともに、地域

の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方。

地域冷暖房

一定地域の建物群に熱源システム(熱源プラント)で製造した冷水や温水、蒸気を地域導管を通じて供給し、冷房や暖房、給湯を行うシステム。エネルギーの効率的利用やCO₂排出量削減等が期待できる。

地球温暖化

地球の気候系の平均気温が長期的に上昇する気象現象のこと。自然のサイクルの自然変動と、人為起源によるものがある。20世紀半ば以降の温暖化は人為起源の温室効果ガスが主な原因とされている。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。

地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)

国連気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された「京都議定書」を受け、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律で平成10(1998)年に公布された。地球温暖化対策に関して国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、地球温暖化対策に関する基本方針を定めることにより対策の推進を図り、現在そして将来の国民の健康で文化的な生活の確保、人類の福祉への貢献を目的としている。

適応策

気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減し、あるいはその便益の機会を活用すること。既に起こりつつある影響の防止・軽減のために直ちに取り組むべき短期的施策と、予測される影響の防止・軽減のための中長期的施策がある。

デコ活

CO₂を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良い(Eco)を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉。詳細はP26コラム参照。

デング熱

熱帯・亜熱帯に生息するデングウイルスを持った蚊に刺されることによって生じる感染症の一種。発熱、頭痛、筋肉痛、関節痛や皮膚の発疹などが主な症状。地球温暖化が進むことにより、日本国内でも流行することが懸念されている。

特定外来生物

外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。

特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。飼育・栽培、運搬、輸入、野外への放出、譲渡などが規制される。

都市開発諸制度

公開空地の確保など公共的な貢献を行う建築計画に対して、容積率や斜線制限などの建築基準法に定める形態規制を緩和することにより、市街地環境の向上に寄与する良好な都市開発の誘導を図る制度のことで、「再開発等促進区を定める地区計画」「高度利用地区」「特定街区」「総合設計」の4つの制度のことを指す。

【な行】

熱中症警戒アラート

熱中症の危険性に対する「気づき」を促すことを目的として、気象庁と環境省が共同で発表する情報。

【は行】

バイオマス発電

動植物から生まれた再生可能な有機性資源を「直接燃焼」したり「ガス化」するなどして発電すること。バイオマスには家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがらなどがある。

パリ協定

平成27(2015)年12月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定。

世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ2℃よりも十分低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新する」、

「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」ことなどが盛り込まれている。

フードドライブ

家庭や事業所などで余った食品を集めて、フードバンクや福祉団体などに寄付する活動のこと。(本区では家庭から出たもののみ持ち込み可能)

フードバンク

食べられるにもかかわらず処分されてしまう食品を家庭や事業所から提供を受け、福祉施設や生活困窮者などに無償で提供する団体及び活動のこと。

ペロブスカイト(太陽電池)

ペロブスカイト結晶構造(一般式: ABX_3)を持つ化合物を発電層に持つもので、軽くて柔軟であるため、従来のシリコン系太陽電池では重量や厚み等により設置できなかったビルの壁面や耐荷重の小さな屋根等の場所にも設置ができるようになるとして期待されている。次世代型ソーラーセルということもある。

【ま行】

マイ・タイムライン

住民一人ひとりのタイムライン(防災行動計画)であり、台風などの接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。

水辺・潮風の散歩道

区内を縦横に走る内部河川や運河に沿って整備された、水辺と緑に親しめる散歩道。

【ら行】

レジリエント

もともとの意味は「弾力」や「回復」といった意味。転じて、困難や脅威に直面している状況への適応力や回復力という意味で用いられる。防災や環境の分野において、想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さ、といった意味で使われている。

緑被率・緑視率

緑被率は、ある地域または地区において樹木や草花等の緑に覆われた部分(緑被地)の占める面積割合。緑の量を把握する手法

として広く用いられる。緑視率は、日常生活の実感として捉えられる緑の量として各調査地点で撮影した写真の中に占める緑の割合。

【英数】

BOD(ビーオーディー)

生物化学的酸素要求量(Biochemical Oxygen Demand)の略称で、水中の有機物が好気性微生物(バクテリア・プランクトン)によって分解される際に消費される酸素の量であり、水中の有機物による水質汚濁の目安となる。

COP(コップ)

締約国会議(Conference of the Parties)の略称で、環境問題に限らず、多くの国際条約で、加盟国の最高決定機関として設置されている。国連気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じてCOPの後に数字が入る。

COD(シーオーディー)

化学的酸素要求量(Chemical Oxygen Demand)の略称で、水中の有機物が科学的に分解される際に消費される酸素の量であり、主に湖沼や海域の水質汚濁の目安となる。

CO₂排出係数(シーオーツ-排出係数)

燃料1単位の燃焼に伴うCO₂排出量のこと。ガソリン、灯油、都市ガス、電力など、それぞれの燃料種に係数が定められており、燃料使用量に排出係数を乗じることでCO₂排出量が算出される。例えば、1kWhの電力消費に伴うCO₂排出量は、kg-CO₂/kWhとなる。

GX(ジーエックス)

Green Transformation(グリーントランスフォーメーション)の略称で、化石燃料に頼らず、太陽光や水素など自然環境に負荷の少ないエネルギーの活用を進めることでCO₂排出量を減らそう、また、そうした活動を経済成長の機会にするために世の中全体を変革していこうという取組。

ISO14001(アイエスオー14001)

環境マネジメントシステムに関する国際規格で、環境リスクの低減、法的義務の遵守、環境目標の達成のために、PDCAサイクル(Plan-Do-Check-Act)を通じて継続的な改善を行うための組織の仕組み。

PPA（ピーピーイー）

Power Purchase Agreement（電力販売契約）の略称で、企業・自治体等が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借りて無償で発電設備を設置し、発電した電気を施設等で使うことで、電気料金とCO₂排出の削減が可能になる。契約形態には、発電施設が利用者の敷地内にあるオンサイト型と、遠隔地から電力を供給するオフサイト型がある。

V2H（ブイツーエイチ）

電気自動車（EV）に蓄えた電力を家庭や事業所で利用するシステムのこと。V2H（Vehicle to Home の略称）は家庭用、V2B（Vehicle to Building の略称）は業務用ビルなどである。

利用するためにはV2H、V2B対応の電気自動車、電気自動車に蓄電している直流電力を家庭で使用可能な交流電力に変換するEV用パワーコンディショナーが必要となる。